能代港港湾機能継続行動計画

平成31年1月

能代港港湾機能継続協議会

# 改訂履歴

改訂年月	改訂頁	改訂内容	備考
Н30. 1.31		別紙対比表のとおり	
Н31. 1.31		別紙対比表のとおり	

# 目 次

# 【基本方針】 【実施体制】

能代港港湾機能継続協議会 委員名簿 災害協定  1. 港湾機能継続計画策定の必要性 (1) 目的 (2) 位置づけ (3) 協議会会員の行動規範と本計画の活用方法 (4) 本計画の対象  2. 想定地震・津波の規模及び回復目標の設定 2 - 1 被害想定の前提条件 (1) 日本海中部地震からの復旧 (2) 東日本大震災を受けて 2 - 2 想定地震・津波の規模 2 - 3 港湾施設の被害想定 2 - 4 復旧目標の設定 1 (1) ケース 1 (震度7、津波浸水なし) (2) ケース 2 (震度6強、津波浸水あり)  3. 初動体制の確立 3 - 1 初動体制の確保 3 - 2 災害対策活動拠点の確保 3 - 3 情報連絡手段の確保 3 - 3 情報連絡手段の確保 3 - 4 被害調査 3 - 5 応急復旧方動の決定  4. 施設復旧のための行動計画 4 - 1 施設を間の機要 4 - 2 航路啓開の選手順位 4 - 3 航路啓開の選手順位 2 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 頻線では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では一端であり、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では	能代	港 港湾機能継続協議会 規約....................................	1
1 港湾機能継続計画策定の必要性	能代	港港湾機能継続協議会 委員名簿	2
(1) 目的 (2) 位置づけ (3) 協議会会員の行動規範と本計画の活用方法 (4) 本計画の対象  2. 想定地震・津波の規模及び回復目標の設定 2-1 被害想定の前提条件 (1) 日本海中部地震からの復旧 (2) 東日本大震災を受けて 2-2 想定地震・津波の規模 2-3 港湾施設の被害想定 12-4 復旧目標の設定 (1) ケース 1 (震度 7、津波浸水なし) (2) ケース 2 (震度 6強、津波浸水あり)  3. 初動体制の確立 3-1 初動体制の確保 3-2 災害対策活動拠点の確保 3-2 災害対策活動拠点の確保 3-4 被害調査 3-5 応急復旧方針の決定  4. 施設復旧のための行動計画 4-1 施設復旧のための行動計画 4-1 施設復旧の概要 4-2 航路啓開・臨港道路啓開、安全確認 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 航路啓開の活動手順 3-4 楊収物・漂流物の処理の手順 3-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚路や源流物の処理の手順 3 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚路や源流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚路内が-漂流物の処理の手順 3 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復日 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復日 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 3 (4-5 施設復日 (1) 関係者と役割 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復日 (1) 関係者と役割 (3) 持収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復日 (4) 関係者と役割 (5) 作業方針 3 (4-5 施設復日 (5) 作業方針 3 (4-5 施設復日 (5) 作業方針 3 (4-5 施設復日 (5) 作業方針	災害	'協定	3
2. 想定地震・津波の規模及び回復目標の設定 2-1 被害想定の前提条件 (1)日本海中部地震からの復旧 (2)東日本大震災を受けて 2-2 想定地震・津波の規模 2-3 港湾施設の被害想定 (1)ケース1 (震度7、津波浸水なし) (2)ケース2 (震度6強、津波浸水あり) 1 3. 初動体制の確立 3-1 初動体制の確保 3-2 災害対策活動拠点の確保 3-2 災害対策活動拠点の確保 3-3 情報連絡手段の確保 3-4 被害調査 3-5 応急復旧方針の決定 4. 施設復旧のための行動計画 4-1 施設復旧の概要 4-2 航路啓開・臨港道路啓開、安全確認 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)航路啓開の活動手順 4-4 揚収物・漂流物の処理 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)揚収物・漂流物の処理の手順 3、(3)揚収物・漂流物の処理の手順 3、(3)揚収物・漂流物の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)場収物・漂流物の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)揚収物・漂流物の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)揚収物・漂流物の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 3、(3)揚収物・漂流物の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)場份の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 (3)場份の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 3、(3)場別の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 3、(3)場別の処理の手順 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (2)作業方針 3、(4-5 施設復旧 (1)関係者と役割 (4-5 施設復旧 (4-5 施設復旧 (4-5 施設復旧 (5) 第2	1.	(1) 目的 (2) 位置づけ	4 4
2-1 被害想定の前提条件 (1) 日本海中部地震からの復旧 (2) 東日本大震災を受けて 2-2 想定地震・津波の規模 2-3 港湾施設の被害想定 1: 2-4 復旧目標の設定 (1) ケース1 (震度7、津波浸水なし) (2) ケース2 (震度6強、津波浸水あり) 1: (3) 初動体制の確立 3-1 初動体制の確保 3-1 初動体制の確保 3-2 災害対策活動拠点の確保 1: 3-3 情報連絡手段の確保 1: 3-3 情報連絡手段の確保 3-4 被害調査 2 3-5 応急復旧方針の決定 4 施設復旧のための行動計画 2 4-1 施設復旧の概要 4-2 航路啓開・臨港道路啓開、安全確認 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 航路啓開の活動手順 3-4 楊収物・漂流物の処理 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3 (4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針		(4) 本計画の対象	4
2-3 港湾施設の被害想定 2-4 復旧目標の設定 (1) ケース1 (震度7、津波浸水なし) (2) ケース2 (震度6強、津波浸水あり)  3. 初動体制の確立 3-1 初動体制の確保 3-2 災害対策活動拠点の確保 3-3 情報連絡手段の確保 3-4 被害調査 2-4 被害調査 2-5 応急復旧方針の決定  4. 施設復旧のための行動計画 2-4 施設復旧のための行動計画 2-4 施設復旧のための行動計画 2-4 施設復旧のための行動計画 2-4 施設復旧のための行動計画 2-4 施設復旧のための行動計画 2-5 応急復旧方針の決定 2-6 統路啓開・臨港道路啓開、安全確認 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 航路啓開の活動手順 3-7 (3) 航路啓開の活動手順 3-8 (3) 撮収物・漂流物の処理 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3-8 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3-8 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 3-9 (2) 作業方針 (3) 関係者と役割 (3) 援係者と役割 (3) 損係者と役割 (3) 損傷者と役割 (3) 損傷者と役割 (3) 損傷者と役割	2.	2-1 被害想定の前提条件(1) 日本海中部地震からの復旧(2) 東日本大震災を受けて	7 7 7
3-1 初動体制の確保       1         3-2 災害対策活動拠点の確保       1         3-3 情報連絡手段の確保       1         3-4 被害調査       2         3-5 応急復旧方針の決定       2         4 施設復旧のための行動計画       2         4-1 施設復旧の概要       2         4-2 航路啓開の優先順位       2         4-3 航路啓開・臨港道路啓開、安全確認       2         (1) 関係者と役割       2         (3) 航路啓開の活動手順       3         4-4 揚収物・漂流物の処理       3         (1) 関係者と役割       3         (3) 揚収物・漂流物の処理の手順       3         4-5 施設復旧       3         (1) 関係者と役割       3         (2) 作業方針       3         (2) 作業方針       3         (2) 作業方針       3		2-3 港湾施設の被害想定	. 13 . 15 . 15
4-1 施設復旧の概要24-2 航路啓開の優先順位24-3 航路啓開・臨港道路啓開、安全確認2(1) 関係者と役割2(2) 作業方針2(3) 航路啓開の活動手順34-4 揚収物・漂流物の処理3(1) 関係者と役割3(2) 作業方針3(3) 揚収物・漂流物の処理の手順34-5 施設復旧3(1) 関係者と役割3(2) 作業方針3(2) 作業方針3(2) 作業方針3(2) 作業方針3	3.	3-1 初動体制の確保         3-2 災害対策活動拠点の確保         3-3 情報連絡手段の確保         3-4 被害調査	. 18 . 19 . 19 . 21
(1) 関係者と役割       3         (2) 作業方針       3         (3) 揚収物・漂流物の処理の手順       3         4-5 施設復旧       3         (1) 関係者と役割       3         (2) 作業方針       3	4.	4-1 施設復旧の概要 4-2 航路啓開の優先順位 4-3 航路啓開・臨港道路啓開、安全確認 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 航路啓開の活動手順	. 26 . 27 . 28 . 28 . 29
		(1) 関係者と役割 (2) 作業方針 (3) 揚収物・漂流物の処理の手順 4-5 施設復旧 (1) 関係者と役割 (2) 作業方針	. 32 . 32 . 32 . 33

5.	物資輸送のための行動計画	35
	5-1 緊急物資輸送	35
	(1) 関係者と役割	35
	(2) 緊急物資輸送の手順	36
	5-2 幹線貨物輸送	37
	(1) 関係者と役割	37
	(2) 幹線貨物輸送再開の手順	38
6.	情報の整理と発信	39
	6-1 情報の整理	39
	6-2 情報の発信	39
	(1) 情報発信の体制	39
	(2) 情報発信の方法	39
	(3) 発信する情報	39
7.	継続的な見直し(PDCA)の実行	40
8.	港湾機能を継続するための練習・訓練の実施	40
	(1) 必要な機材	40
	(2) 訓練の内容	40
	(3) 訓練の履歴	41
9.	災害対応力をさらに強化するためのソフト・ハード両面の改善計画(案)	41
1 0		42
	10-1 広域連携の考え方	
	10-2 航路啓開	
	10-3 荷役機械	
	10-4 代替輸送	44

## 【基本方針】

「能代港港湾機能継続行動計画」は、地域防災計画における最大地震及びそれに伴う 津波が発生した場合に、二次災害の発生を抑止しつつ緊急物資の海上輸送を確保すると ともに、当該港湾が秋田県全域の「エネルギー輸送拠点」、秋田県県北地域の「一般貨 物輸送拠点」であることを踏まえ、エネルギー輸送、一般貨物輸送の機能低下抑制及び 早期機能回復を最優先に対応することを基本方針とする。

## 【実施体制】

能代港港湾機能継続行動計画の「策定」、「事前対策」や「教育・訓練」、さらには PDCAの手法による継続的な「見直し・改善」を行う恒久的組織として、港湾関係者による「能代港港湾機能継続協議会」を設置し、継続的に運営していくこととする。 協議会委員名簿を P2 に示す。

## 能代港 港湾機能継続協議会 規約

#### (名称)

本協議会は、能代港 港湾機能継続協議会 (以下「協議会」という) と称する。

#### (目的)

被災後の港湾機能を早期に復旧するためには、港湾関係機関の間で、初動体制の確立ならびに 施設復旧・物資輸送の回復のための行動の対応を連携して行う必要がある。

本協議会では、「東北広域港湾機能継続方針」に基づき、通常時から関係者間で密接な連携関係を構築するとともに、能代港の「港湾機能継続のための行動計画」の策定ならびに訓練の実施等を行うために設置する。

#### (業務)

本協議会は、目的を達成するため、次の業務を行う。

- ①能代港の施設復旧のための行動計画に関すること。
- ②能代港における緊急物資輸送のための行動計画に関すること。
- ③能代港における幹線物流機能継続のための行動計画に関すること。
- ④行動計画に基づく訓練の実施ならびに訓練結果の各行動計画への反映に関すること。
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

#### (会員)

本協議会は、別紙に掲げる能代港に関連する行政機関、能代港の物流運営を司る民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

## (座長、副座長)

本協議会に座長及び副座長を置く。

- ①座長は東北地方整備局秋田港湾事務所長とする。
- ②副座長は秋田県建設部港湾空港課長とする。
- ③座長は本会を代表し、会務を統括する。
- ④副座長は座長を補佐する。

## (事務局)

本協議会の事務局は、東北地方整備局秋田港湾事務所及び秋田県建設部港湾空港課におく。

#### (会議の開催)

本協議会は、座長が必要に応じて招集することができる。また、座長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

#### (規約の改正)

この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認をもって適用される。

## (その他)

この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

付則 この規約は、平成25年5月29日より適用する。

付則 この規約は、平成30年1月31日より適用する。

# 能代港港湾機能継続協議会 委員名簿

業種	所属
港運事業者 倉庫事業者	秋田海陸運送株式会社 <mark>取締役総括部長</mark>
港運事業者 陸運事業者	株式会社ダイニチ 取締役専務
港運事業者 陸運事業者 倉庫事業者	能代運輸株式会社 常務取締役
水先人	秋田船川水先区水先人会 会長
タグボート	東北ポートサービス株式会社能代営業所 所長
タグボート	秋田曳船株式会社 監査役
専用岸壁管理者	東北電力株式会社能代火力発電所 所長
港湾建設企業	災害対策支援協議会秋田港湾地区委員 (東亜建設工業株式会社西奥羽営業所 所長)
秋田海上保安部長	第二管区海上保安本部秋田海上保安部 部長
通関業務	函館税関秋田船川税関支署 支署長
港湾管理者(副座長)	秋田県建設部港湾空港課 課長
港湾管理者	秋田県建設部能代港湾事務所 所長
地方整備局 (座長)	東北地方整備局秋田港湾事務所 所長

## 災害協定

## ■ 港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定

協定先一覧			
東北地方整備局			
港湾管理者	秋田県		
	(一社)海洋調査協会		
	(一社)港湾技術コンサルタンツ協会		
	(一社)日本埋立浚渫協会 東北支部		
豆胆协 九类	(一社)日本海上起重技術協会 東北支部		
民間協力者	(一社)日本潜水協会		
	全国浚渫業協会 日本海支部		
	全国浚渫業協会 東日本支部		
	東北港湾空港建設協会連合会		

#### (目的)

・災害が発生した場合における港湾被害の拡大防止と被災施設の早期復旧により港湾機能の 早期回復に資することを目的とする。

## (内容)

- ・被災状況に応じて、派遣する会員(民間協力者)を特定し、出動要請。 ※大規模災害時は国が応急対策業務のために必要な調整を行う。(包括協定書第6条)
- ・会員保有の資機材等情報の報告。並びに相互に情報共有。
- ・出動要請に基づき、応急対策業務を実施。 テックフォース隊とともに被災地で同活動の支援。
- ・緊急時の連絡体制の整備・共有。

## ■ 秋田県が結ぶ災害協定

協定名	災害時における応急対策業務に関する基本協定
協定先	一般社団法人 秋田県建設業協会

## ( 趣旨 )

・秋田県内において災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、秋田県地域防災計画に 基づき、秋田県が一般社団法人秋田県建設業協会に対し、県建設部が所管する公共土木施設( 県営住宅団地を含む)の応急対策の実施について協力を要請するもの。

#### (協力業務の内容)

- 被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- 重機・資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

## 参 照

参考資料1-1 「港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書」

参考資料1-2 「災害協定登録企業所有の作業船一覧」

参考資料1-3 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」

## 1. 港湾機能継続計画策定の必要性

#### (1)目的

東日本大震災においては、大規模な地震・津波により港湾機能が停止、また、長期間にわたり制限を受けた。港湾は、地域の産業・物流や雇用と直結していることから、地域の産業活動に大きな影響を及ぼした。

大規模な地震・津波が発生した際に、ある一定の港湾機能を継続させ、迅速な機能復旧を行うためには、港湾機能継続協議会を設置し、大規模災害における組織的対応スピードを向上させることが重要である。その方策として、事前に、大規模災害が発生した場合に効率的かつ効果的に対応するための機能復旧手順や関係者の行動基準を港湾機能継続計画(港湾BCP)として定めておく必要がある。特定の地震や津波等とこれによる被害を想定した行動計画であっても、事前に対応策を検討し、計画として定めておくことによって、危機における組織的対応のスピードと的確さが大きく異なるからである。

港湾BCP策定の目的の一つは、港湾物流に対するこのような脅威に組織的対応の効果と効率性を向上させることにある。すなわち災害時における行動基準としての港湾BCPの共有に加えて、港湾BCP策定の過程や港湾BCPに基づく即応訓練の実施を通じ、災害時に港湾機能の継続と地域へのインパクトの最小化を目指して港湾関係者が一体となった迅速かつ臨機応変な対応(事業継続マネジメント)ができる体制の構築が港湾BCPの根幹となる。

#### (2)位置づけ

本計画は、関係者より構成される能代港港湾機能継続協議会の検討を踏まえて策定するものである。具体的には、特定の想定地震や津波等による被害想定の下で、重要機能の回復目標を関係者間で共有するとともに、関係者が共同で行う必要がある発災時対応を定める。計画には必要に応じて事前準備に関する対応を定める。

なお本計画は、港湾機能の有する現時点の脆弱性を踏まえて策定されたものであり、今後、事前準備の充実等に対応して定期的な見直しを行う。

#### (3)協議会会員の行動規範と本計画の活用方法

本計画は、ある特定の地震や津波等の想定とそれによって引き起こされるものと想定される被害を踏まえて策定したものであるが、災害の規模等がどのようなものであったとしても港湾関係者が取るべき基本的な行動プログラムを含む。

協議会会員は、港湾BCPが提示する地震・津波等の想定災害と機能回復目標を踏まえつつそれぞれの業務継続に必要なBCPを策定することを求められる。港湾BCPは訓練等の実施を通じて日頃より定期的に見直しが行なわれるとともに、港湾関係者はその行動プログラムを共通認識として常に確認しておくことが重要である。これらの継続的な見直しを通じて、災害に対して臨機応変に対応することができる組織力を高めることができるものと期待される。また、港湾BCPの下で必要に応じて策定される事前対策(リスク対応計画)は災害に対する港湾施設の粘り強さや回復力の向上を図る上で有効である。

なお、本計画は、発災後に各会員が対応すべき活動と、対策の全体像を整理したものであるため、個々の会員組織が分担する詳細な行動計画や具体的な対策については、各会員のBCPに委ねられる。

実際に大規模災害が発生した場合、会員は、港湾BCPに定められた機能回復目標の達成を目指して、臨機応変に行動することを求められる。

なお、本計画が対象とする大規模災害は、地震でいえば震度6弱以上、津波でいえば当該港湾周辺の陸域への浸水被害が発生した場合とする。また、協議会座長又は副座長が必要と判断した場合は、本計画を発動するものとする。

## (4) 本計画の対象

原則として、公共・専用岸壁、航路・泊地、臨港道路、埠頭用地、荷役機械等を対象とする。

表 1-1 計画対象地区

施設		施設概要	主要貨物	
緊急物資	耐震岸壁	【計画】大森地区:岸壁(-7.5)130m1B		
ライフ ライン系 バルク	電力専用桟橋	大森地区:専用ドルフィン 1 基(能代火力 60,000 トン桟橋)	石炭 窯業品	
産業系バルク	大森地区公共	大森地区:岸壁(-13)260m1B (大森-13m 岸壁) 埠頭用地 10.3ha 大森地区:岸壁(-10)185m1B (15,000 片)岸壁) 埠頭用地 5.2ha	砂利・砂、石灰         石、製材         砂利・砂、石灰         石、製材	
	中島地区 公共	中島地区:岸壁(-7.5)260m2B (中島-7.5m 岸壁) 埠頭用地 4.6ha		

施設		施設概要
	防波堤	北防波堤、外港北防波堤、外港第二北防波堤、外港南防波堤
その他 関連施設	航路·泊地	外港地区:外港航路(-15)、外港航路(-14) 大森地区:泊地(-14)、泊地(-13)、泊地(-10)、泊地(-7.5)
	臨港道路	貨物・緊急物資輸送に必要な臨港道路及びその他道路

注)本計画(復旧目標や被害想定)では、岸壁、埠頭、荷役機械、航路・泊地を対象としている。上表は、 上屋、電気設備、陸上輸送荷役機械等、本計画に関連する主要施設、機械をまとめたものである。

# 参照

## 参考資料2-3「能代港係留施設利用状況表」

表 1-2 参考:対象係留施設の構造形式

施設		施設概要	構造形式
緊急物資	耐震岸壁	【計画】大森地区:岸壁(-7.5)130m1B	
ライフ電力		大森地区:専用ドルフィン 1基(能代火力 60,000 トッ桟橋)	直杭式 (鋼管杭)
ライン系 バルク	専用桟橋	大森地区:専用ドルフィン 1基(能代火力 5,000 トン桟橋)	直杭式 (鋼矢板)
産業系バルク	大森地区 公共	大森地区:岸壁(-13)260m1B(大森-13m 岸壁)	直杭 横桟橋式 (鋼管杭)
		大森地区:岸壁(-10)185m1B(15,000 b)岸壁)	矢板式 (鋼矢板)
	中島地区 公共	中島地区:岸壁(-7.5)260m2B(中島-7.5m 岸壁)	矢板式 (鋼矢板)



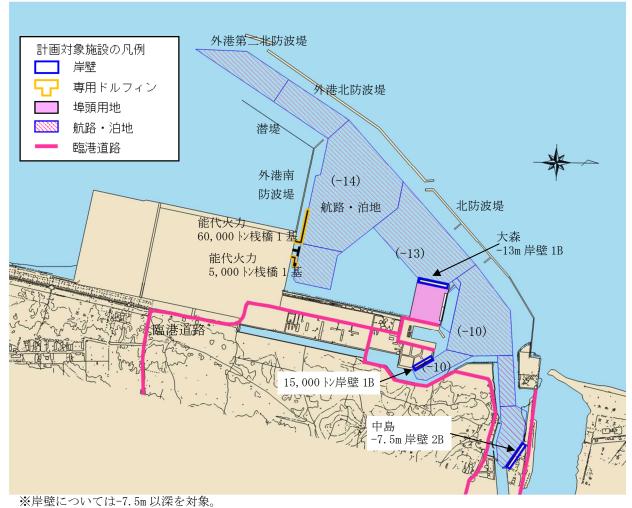


図 1-1 計画対象施設位置図

## 2. 想定地震・津波の規模及び回復目標の設定

## 2-1 被害想定の前提条件

#### (1)日本海中部地震からの復旧

震度5を記録した日本海中部地震では、能代港は、地震動により大きな被害を受けた秋田港より も大きな地震動であったが、岸壁崩壊といった大きな被害には至らなかった。これは、能代港は掘込 み式で建設され、地山だったことから液状化の発生が少なかったためと推察されている。

被害の原因の多くは、津波の遡上・ひき波が主であり、特に当時建設中であった火力発電所用地造成工事は大きな被害を受けた。能代港の形式、地盤状況から、同程度の地震規模であれば、液状化等による大規模な岸壁被災等は発生しないと考えられるが、津波被害については、同様の注意が必要である。現在の能代港の係留施設構造図について、次頁に記す。

今後は、これらと被災を受けなかった施設も含めて劣化の進行を考慮していく必要がある。

#### (2) 東日本大震災を受けて

未曾有の被害を生み出した東日本大震災を受け、秋田県では、県の防災対策の基本となる地域 防災計画の全面的な見直しを行うこととし、地震被害想定調査を実施。過去に発生した地震をも とに設定した単独地震はもとより、東日本大震災を参考に「想定外をつくらない」という考えの もと、連動地震を設定した「秋田県地震被害想定調査報告書」(平成25年8月)を作成した。

この「秋田県地震被害想定調査報告書」をもとに、東日本大震災での経験も踏まえ、本行動計画における地震・津波の被害想定と復旧目標を設定した。

その後、平成26年9月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が津波断層モデルを公表したことを受けて、「秋田県地震被害想定調査」(平成25年8月)の津波断層モデルと併せて、平成27年度に秋田県総合防災課が再検討し、平成28年3月に結果を公表している。(※P9《 想定最大浸水深(ケース2) 》)

その結果、浸水想定区域や浸水深に変化が見られないことから、本行動計画における地震・津 波の被害想定と復旧目標はこれまでのものと同様としている。

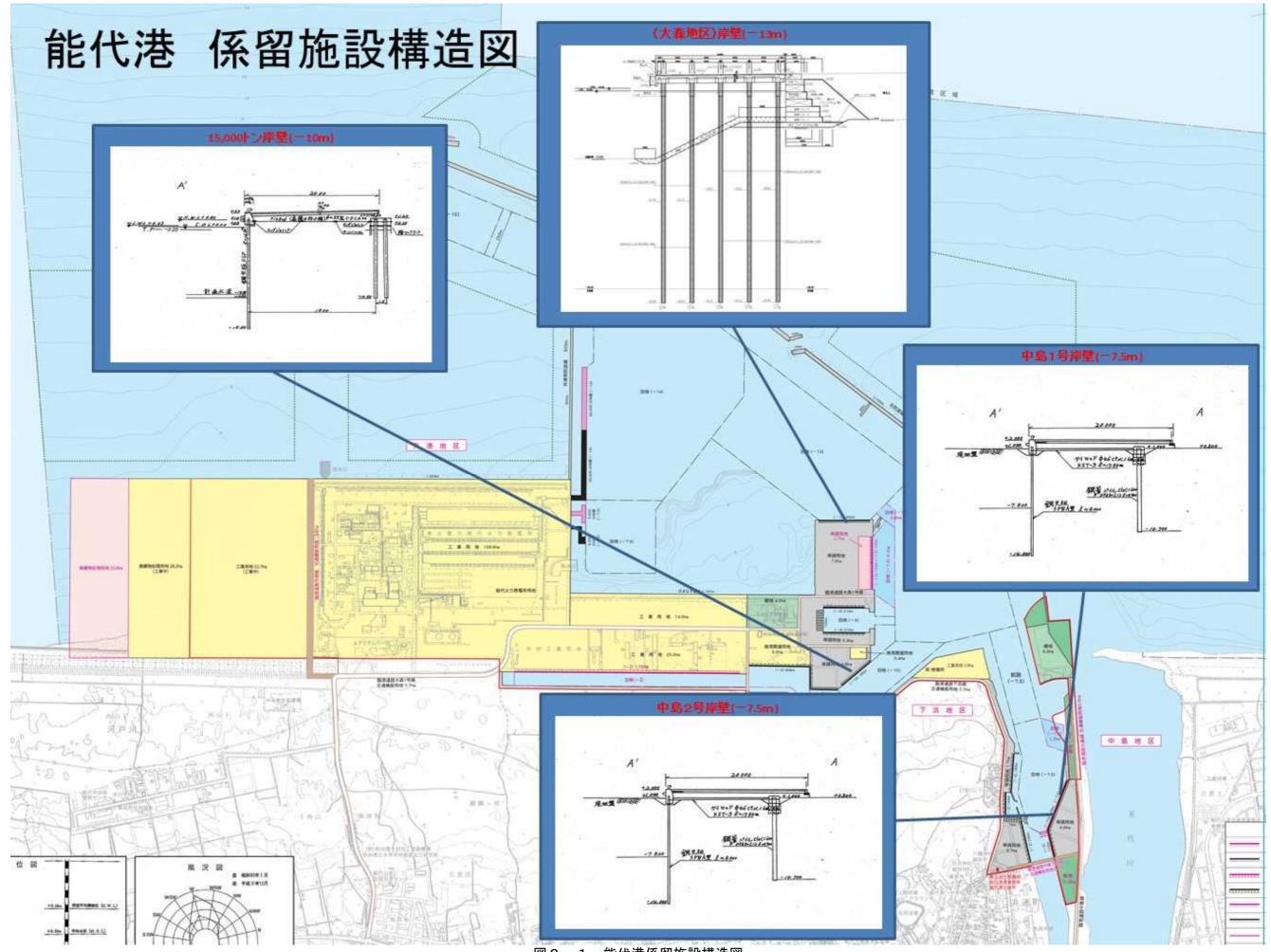


図2-1 能代港係留施設構造図

## 2-2 想定地震・津波の規模

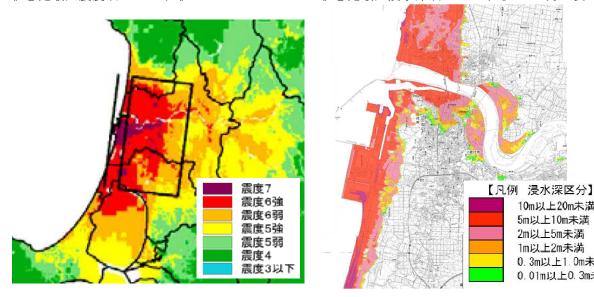
「秋田県地震被害想定調査報告書」(平成25年8月 秋田県)をもとに、能代港における想定地 震・津波災害を以下に示す。

表 2-1 能代港の想定地震・津波災害

ケース	ケース1 (地震)	ケース2 (地震+津波)	備考
参考地震	能代断層帯(M7.1)	海域 A+B+C 連動地震 (M8.7)	
震度	7	6 強	
液状化	極めて低い	極めて低い	
津波浸水深 —		10m 以上 20m 未満 (能代市最大:11.41m) (能代港最大:11.75m)	

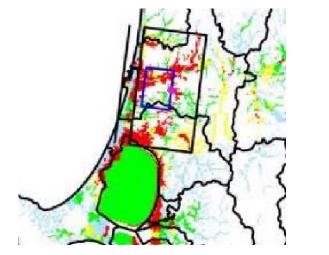
## 《 想定最大震度(ケース1)》

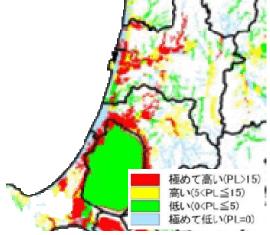
《 想定最大浸水深(ケース2) 》28.3 月公表



《 ケース 1 液状化想定 》

《 ケース2 液状化想定 》





10m以上20m未満

5m以上10m未満

2m以上5m未満

1m以上2m未満

0.3m以上1.0m未満

0.01m以上0.3m未満

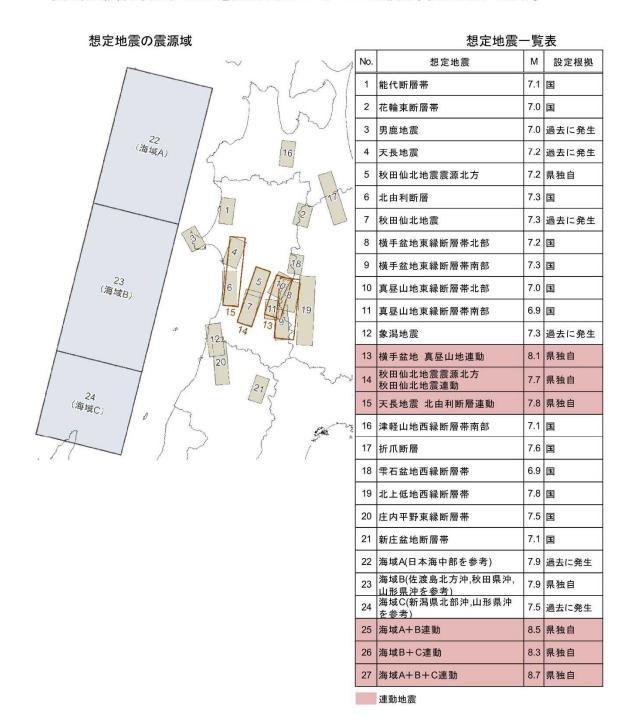
出典:【「秋田県地震被害想定調査報告書」(平成25年8月秋田県)総合防災課作成】より。

図2-2 地震の推計震度及び、津波浸水域予測図

#### 想定地震の概要

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。



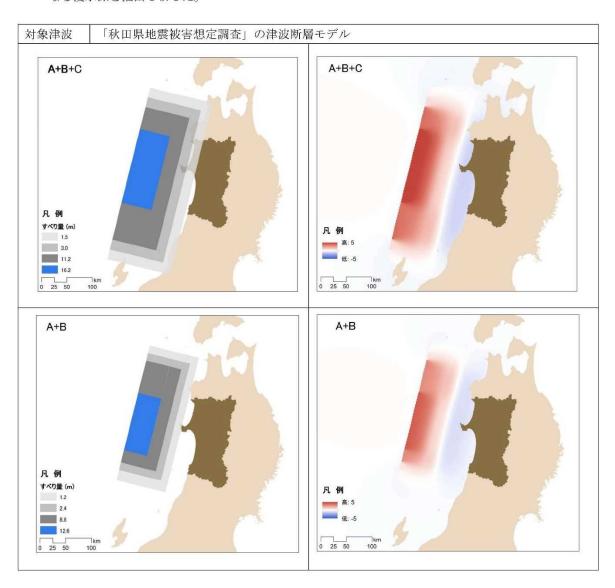
出典:【「秋田県地震被害想定調査報告書」(平成25年8月 秋田県)総合防災課作成】より。

## L2津波

#### 選定した最大クラスの津波について

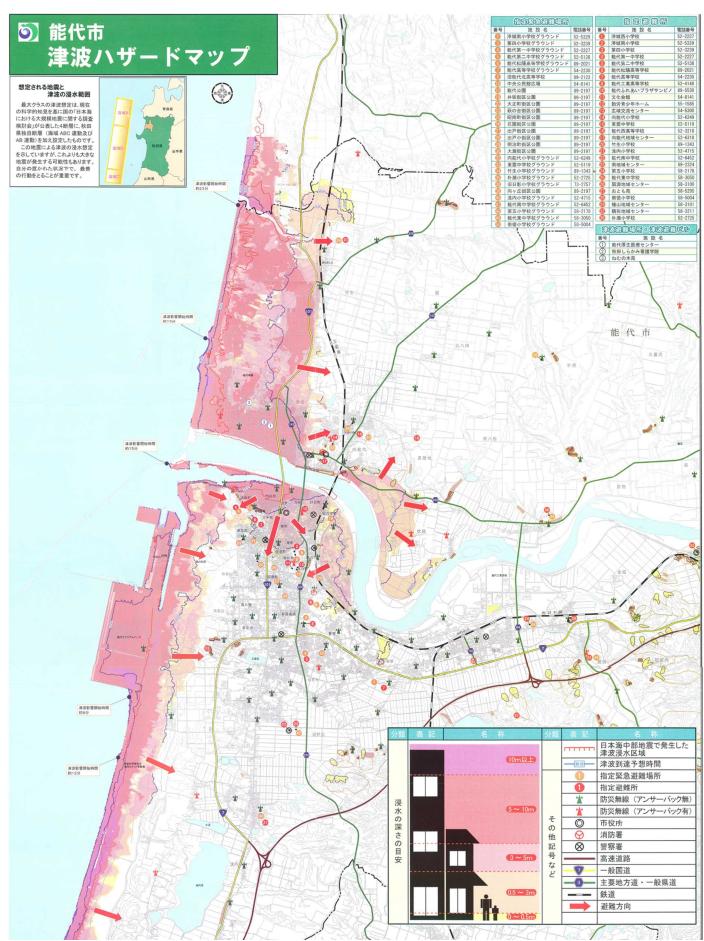
秋川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、「秋川県地震被害想定調査」の津波断層モデル(Mw=8.5、8.7)及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した津波断層モデル( $Mw=7.67\sim7.86$ )から、各地域海岸(地域海岸については参考資料を参照のこと)において最大の津波高となるように以下の断層モデル・ケースを選定し計算しました。

これら各ケースの地域海岸毎のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出しました。



対象津波断層モデル図

出典:【「津波浸水想定について」(平成28年3月公表秋田県)総合防災課ホームページ】より。



「能代市津波ハザードマップ」

出典:【保存版 能代市防災ハザードマップ】より

## 2-3 港湾施設の被害想定

ケース1、ケース2について、航路・泊地、バルク岸壁、臨港道路について、被害と復旧に要する期間を想定する。

なお、被害と復旧に要する期間については、東日本大震災における被害事例及び復旧期間を参 考に想定している。

凡例:被害の程度の区分

記号	係留施設	航路・泊地	埠頭用地、 臨港道路	荷役機械
0	2~3日で 応急復旧可能	直ちに使用可	直ちに使用可	2~3日で 応急復旧可能
Δ	1ヶ月程度で 応急復旧可能	概ね3週間程度 で応急復旧可能	概ね2週間程度 で応急復旧可能	_
$\triangle \triangle$	3ヶ月程度で 応急復旧可能	概ね3ヶ月程度 で応急復旧可能	_	_
×	2~3年の 期間を要する	6ヶ月~	_	6ヶ月~1年

## 参照

参考資料3-1 「港湾機能継続協議会の関係者による被害想定の整理」

参考資料3-2 「港湾機能継続協議会の関係者による被害想定の整理」秋田港

参考資料3-3 「港湾機能継続協議会の関係者による被害想定の整理」船川港

参考資料3-4 「港湾機能継続協議会の関係者による被害想定の整理」能代港

表2-2 被害想定:ケース1(震度7、津波浸水なし)

施設			被災 程度	被災状況
緊急物資			_	
ライフライン系 バルク	電力	大森地区:専用ドルフィン 1基	_	被災状況調査により確認
【専用】	専用桟橋	大森地区:専用ドルフィン 1基		被災状況調査により確認
	大森地区 公共中島地区 公共	岸壁(-13)260m1B	×	岸壁が大きく傾斜、エプロン 陥没
		埠頭用地 10.3ha	Δ	陥没等
産業系バルク		岸壁(-10)185m1B	Δ	エプロンに段差、陥没
【公共】		埠頭用地 5.2ha	Δ	陥没等
		岸壁 (-7.5) 260m2B	Δ	エプロンに段差、陥没
		埠頭用地 4.6ha	Δ	陥没等
その他 関連施設	航路·泊地	外港地区、大森地区	0	漂流物小
	臨港道路	貨物・緊急物資輸送に必要な 臨港道路及びその他道路	Δ	陥没、空洞、沈下等

表2-3 被害想定:ケース2(震度6強、津波浸水あり)

施設			被災程度	被災状況
緊急物資			_	
ライフライン系 バルク	電力	大森地区:専用ドルフィン 1基	_	被災状況調査により確認
【専用】	専用桟橋	大森地区:専用ドルフィン 1基	_	被災状況調査により確認
		岸壁(-13)260m1B	×	岸壁が大きく傾斜、エプロン 陥没
	大森地区 公共	埠頭用地 10.3ha	Δ	陥没、空洞、沈下等
産業系バルク	八林地区 五六	岸壁(-10)185m1B	Δ	エプロンに段差、陥没
【公共】		埠頭用地 5.2ha	Δ	陥没、空洞、沈下等
	中島地区 公共	岸壁(-7.5)260m2B	Δ	エプロンに段差、陥没
	中岛地区 公共	埠頭用地 4.6ha	Δ	陥没等
	航路・泊地	外港地区、大森地区	Δ	漂流物 (原木、スクラップ、プレジャーボート) により閉塞
その他 関連施設	/V UP-H 1   1 P-P L	711070F-\ 7\ARPOPE	$\triangle \triangle$	沈下物により水深減少
	臨港道路	貨物・緊急物資輸送に必要な 臨港道路及びその他道路	Δ	陥没、空洞、沈下、自動車 等の散乱

#### 2-4 復旧目標の設定

緊急物資、ライフライン系バルク、産業系バルク、その他関連施設について復旧目標とする時期と輸送能力、岸壁数を示す。

復旧目標は、貨物輸送需要に対応できるように設定し、復旧に要する時間は考慮していない。また、被害想定による復旧目標は、2-3 港湾施設の被害想定の中で応急復旧可能な施設  $(\triangle,\triangle)$  より復旧の優先順位を設定している。

復旧目標と復旧に要する時間ギャップが生じる場合は、解消するための対策を検討し、当該港湾だけでギャップ解消が困難な場合は、代替港湾の利用等広域的な対策を検討する。

#### (1) ケース1(震度7、津波浸水なし)

#### ① 緊急物資

能代港には耐震強化岸壁の計画はあるが未整備のため、緊急物資輸送は船川港等の代替港湾からの陸上輸送により対応しつつ、下記③産業系バルク岸壁の早期復旧を目指す。

#### ② ライフライン系バルク

ライフライン系バルクは、日常生活や工場の稼働などに必要となるため、発電設備の復旧前までに港湾機能の回復を目指す。

施設	復旧時期(災害 発生後の時期)	輸送能力	岸壁数	備考
専用ドルフィン1基	発電設備の	【参考】	1 バース	【参考】
(能代火力 60,000 ½ 桟橋)	復旧前	30 万 ドン/月		H24 実績 342 万 トン ÷12
専用ドルフィン 1基	発電設備の	【参考】	1 12 . 7	【参考】
(能代火力 5,000 な桟橋)	復旧前	2 万 / / 月	1バース	H24 実績 22 万 🍾 ÷ 12

表2-4 ライフライン系バルクの復旧目標(ケース1)

#### ③ 産業系バルク

災害発生後1ヶ月以内に3バースの復旧を目指す。その後の輸送需要の増加に対応し、1年以内に4バースの復旧を目指す。

産業系バルク貨物(公共)の災害発生後の輸送需要(表2-5)及び輸送需要に対する岸壁の 必要輸送能力(表2-6)を示す。

この必要輸送能力に対して、2-2 被害想定ケース1における各岸壁の復旧時期(表2-7)を比較した場合、図2-3に示すとおり発災直後から輸送能力を超える輸送需要が発生するため、船川港、秋田港等の代替港湾からの陸上輸送により対応しつつ、早期の復旧を目指す。

表2-5 産業系バルク貨物輸送需要(公共):万トン/月(ケース1)

通常時	発災直後	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月
3.2万トン	0.0万トン	0.9万トン	1.9万トン	2.3万トン	2.4万トン						

※上記、貨物輸送需要は、別添参考資料「復旧目標設定の考え方」P5バルク及びP8 図表5外 力強度別操業度復旧曲線パラメータ」により算出。

#### 参照

表2-6 産業系バルク貨物(公共)輸送需要に対する必要輸送能力(ケース1)

災害発生後復旧時期	必要輸送能力	備考
発災直後	1 万 シ / 月	
1ヶ月以内	2.5万沙/月	

表 2-7 被害想定による産業系バルク岸壁の復旧目標(ケース 1)

災害発生後 復旧時期	施設		被害 想定	※災害時 輸送能力	輸送能力合計	復旧 岸壁数	備考
1 , 10 1	大森岸壁(-10)	1 B	Δ	1.4万 / ヶ/月	0.7 玉 / 日	3 バース	1.1 万 トン/月×1.3
1ヶ月以内	中島岸壁(-7.5)	2 B	Δ	1.3万%/月	2.7 万%/月	3/1 -/	港湾計画より 1.0万½/月×1.3
1年以内	大森岸壁(-13)	1 B	×	2.7万%/月	5.4万%/月	4 バース	2.1 万 <sup>ト</sup> ン/月×1.3

※災害時の輸送能力は、対象施設取扱実績より通常時(平成24年実績)の1.3倍としている。(東日本大震災の事例より)

# 産業系バルク貨物(公共)の災害後輸送需要と復旧目標(トン/月)

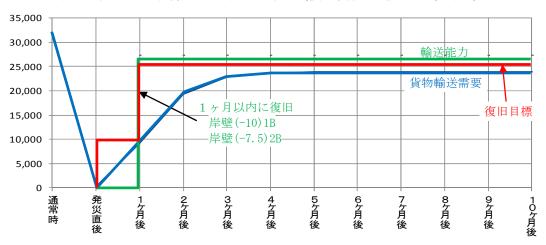


図2-3 産業系バルク貨物(公共)の災害後輸送需要と復旧目標(ケース1)

## (2) ケース2 (震度6強、津波浸水あり)

## ① 航路啓開

ライフライン系バルク貨物輸送(電力)に対応するため、津波警報解除後、3日以内の復旧を 目指す。

表 2-8 航路啓開の復旧目標

施設	復旧時期(災害発生後の時期)	備考
航路·泊地	3 日以内	津波警報解除後

#### ② 緊急物資

ケース1に同じ。

## ③ ライフライン系バルク

ライフライン系バルクは、日常生活や工場の稼働などに必要となるため、発電設備の復旧前までに港湾機能の回復を目指す。

表2-9 ライフライン系バルクの復旧目標(ケース2)

施設	復旧時期(災害 発生後の時期)	輸送能力	岸壁数	備考
専用ドルフィン 1基	発電設備の	【参考】	1バース	【参考】
(能代火力 60,000 トン桟橋)	復旧前	30 万 ½/月		H24 実績 342 万トン÷12
専用ドルフィン 1 基	発電設備の	【参考】	1バース	【参考】
(能代火力 5,000 トン桟橋)	復旧前	2 万 ½/月		H24 実績 22 万 <sup>ト</sup> 、÷12

## ④ 産業系バルク

産業系バルク貨物(公共)の災害発生後の輸送需要(表 2-10)及び輸送需要に対する岸壁の必要輸送能力(表 2-11)を示す。

災害発生後1ヶ月以内に1バースの復旧を目指す。その後の輸送需要の増加に対応し、4ヶ月 以内に3バース、1年以内に4バースの復旧を目指す。

表2-10 産業系バルク貨物輸送需要(公共): 万トン/月(ケース2)

通常時	発災直後	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月
3.2万トン	0.0万トン	0.0万トン	0.2万トン	0.6万トン	1.0万トン	1.4万トン	1.6万トン	1.8万トン	1.9万トン	1.9万トン	2.0万トン

※上記、貨物輸送需要は、別添参考資料「復旧目標設定の考え方」P5バルク及びP8 図表5外 力強度別操業度復旧曲線パラメータ」により算出。

## 参 照

参考資料4 「復旧目標設定の考え方について」

表2-11 産業系バルク貨物(公共)輸送需要に対する必要輸送能力(ケース2)

災害発生後復旧時期	必要輸送能力	備考
発災直後	0.5万沙/月	
2ヶ月以内	1.0万沙/月	
4ヶ月以内	2.5万沙/月	

表2-12 被害想定による産業系バルク岸壁の復旧目標(ケース2)

災害発生後 復旧時期	施設		被害 想定	※災害時 輸送能力	輸送能力合計	復旧 岸壁数	備考
1ヶ月以内	大森岸壁(-10)	1 B	Δ	1.4万~/月	1.4万 / /月	1 バース	1.1万~/月×1.3
4ヶ月以内	中島岸壁(-7.5)	2 B	Δ	1.3万%/月	2.7万%/月	3 バース	港湾計画より 1.0万~/月×1.3
1年以内	大森岸壁(-13)	1 B	×	2.7万%/月	5.4万%/月	4 バース	2.1 万 <sup>ト</sup> ン/月×1.3

※災害時の輸送能力は、対象施設取扱実績より通常時(平成24年実績)の1.3倍としている。(東日本大震災の事例より)

産業系バルク貨物(公共)の災害後輸送需要と復旧目標(トン/月)

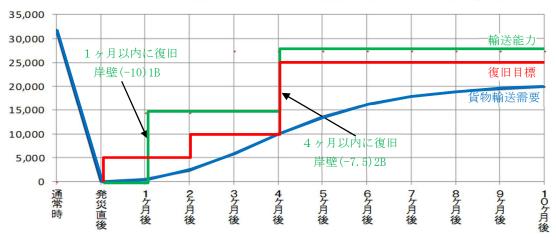


図2-4 産業系バルク貨物(公共)の災害後輸送需要と復旧目標(ケース2)

#### 3. 初動体制の確立

## 3-1 初動体制の確保

- ・大規模な地震・津波が発生した際は、休日、夜間問わず本BCPに基づいて速やかに港湾機能継続協議会を立ち上げるものとする。
- ・災害発生時は、通信の途絶・混乱等により関係者間の連絡がとりにくくなる可能性があることから、以下の事象が発生した場合には、表3-1発災後に参集する関係者と連絡先一覧に示す複数の連絡手段により連絡をとりあい、参集可能な時間を設定し、参集した者で緊急の対応方針を決定する。以降、毎日時間を決めて定時に参集し、1日の作業状況等の報告と翌日の作業予定の確認を行う。会議は1時間を目途に行う。また、1日の途中で状況が急変した場合は、随時協議会事務局に報告する。
- ・なお、被害の拡大等により、協議会会員以外の関係者の参集が必要となる場合には、協議会 座長または副座長の判断によって、その都度、体制を組み直すものとする。
  - ① 能代港周辺で震度 6 弱以上を観測した場合
  - ② 能代港周辺で陸域への津波浸水災害が発生した場合
  - ※やむを得ず災害活動拠点を設置出来ない場合は、被害状況調査票や電話確認等で 情報収集し事務局において対応方針を決定する。

表 3-1 発災後に参集する関係者 能代港・船川港・秋田港港湾機能継続協議会名簿 取扱注意 : 能代港関係者 能代港 船川港 秋田港 電話番号/FAX番号 役職 氏名 E-mail 携帯電話 携帯メール 秋田市土崎港西一丁目1番49号 東北地方整備局秋田港湾事務所 0 0 0 0000 00 00 ×××∞∆∆∆. jp 000-000 ×××∞∆∆∆. ip 000-000 ○ 秋田市土崎港西一丁目7番35号 ○ 18−845−1624/○18−846 2 第二管区海上保安本部秋田海上保安部 0 0 ○ 秋田市土崎港西一丁目7番35号 3 兩餘段間秋田船川段間支票 0 0 ※個人情報が含まれているため、 秋田市山王四丁目1番1号 018-860-2543/018-860 秋田県建設部港湾空港課 0 0 本紙は別途提供します。 5 秋田県建設部能代港湾事務所 0 男鹿市船川港船川字外ケ沢134 6 秋田県建設部船川港湾事務所 0 秋田市土崎港西一丁目7番1号 018-845-2021/018-845-227 秋田市土崎港西二丁目5番9号 8 秋田海陸運送株式会社 018-845-0185/018-845-4229 0 0 0 秋田市土崎港西二丁目5番9号 10 秋田曳船株式会社 秋田市土崎港殼保町130-1 日本通道株式会社秋田港支店 018-845-2291/018-845-1844 能代市字大森山1-2 12 能代運輸株式会社 85-52-5335/0185-52-5435 能代市能代町字下浜1-2 13 株式会社ダイニチ 荷・陸 0185-52-1300/0185-54-2500 秋田市土崎港西一丁目7番28号 14 秋田船川水先区水先人会 0 0 0 8-845-3178/018-845-0 能代市字大森山1-6 東北ポートサービス株式会社能代営業所 0185-53-2329/0185-53-2149 16 東北電力株式会社能代火力発電所 0185-55-0291/0185-53-5587 0 男鹿市船川港船川宇芦沢219番地 17 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所 0185-24-6121/0185-24-4555 伙田市飯島宇古道下川端217-6 18 東北電力株式会社秋田火力発電所 018-845-4141/018-846-4988 秋田市土崎港相染町字土浜20 JXTGエネルギー株式会社秋田油槽所 秋田市向浜二丁目1-1 -7642/018-896-7690 秋田市寺内字後城322-6 秋田市飯島宇古道下川端220番7 22 東部ガス株式会社秋田支社秋田LNG基地 018-874-7393/018-874-7394 秋田市土崎港西一丁目13番13号 018-880-2370/018-880-2888 23 新日本海フェリー株式会社秋田支店 24 災害対策支援協議会秋田港湾地区委員 (東亜建設工業株式会社西奥羽営業所) 秋田市土崎港西三丁目2-36 018-845-3221/018-845-4795 秋田市飯島宇古道下川端217-9 018-846-8202/018-846-4194 火田製錬株式会社 秋田市川尻町宇大川反232 26 秋田ブライウッド株式会社 利用者 利用者 27 二ツ井パネル株式会社 0186-78-2132/0186-78-4755 男鹿市船川港船川宇芦沢219番地 0185-24-6111/0185-24-6110 0 28 秋田石油備蓄株式会社 男鹿事業所

## 3-2 災害対策活動拠点の確保

災害対応拠点ならびに代替拠点は以下のとおりとする。

- ・拠点参集メンバーは組織の代表として自社の行動を判断できる者とする。
- ◎ 災害対応拠点 : 秋田県能代港湾事務所
- 災害対応代替拠点 :第1候補 山本地域振興局

第2候補 能代商工会議所

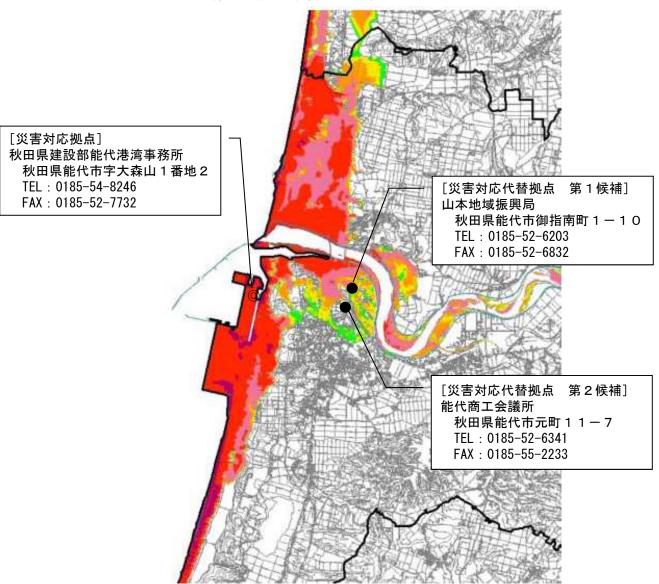
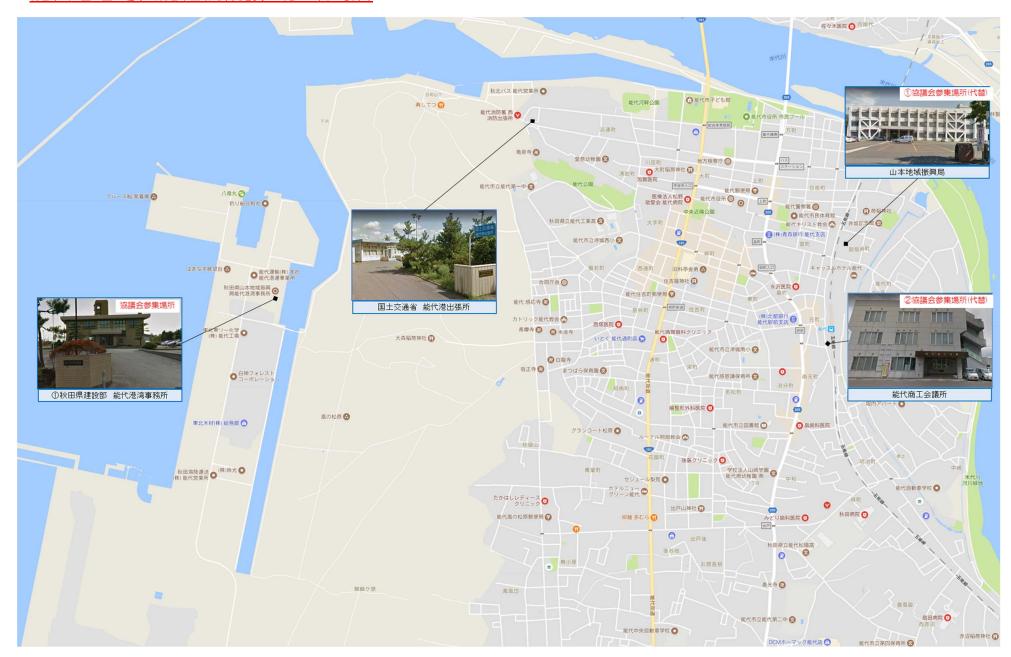


図3-1 参集場所

## 3-3 情報連絡手段の確保

- ・全ての関係者は、災害時の通信手段として複数の連絡手段を確認する。特に確実性の高い衛 星電話を設置することが望ましい。
- ・使用可能であれば、電話、携帯電話、メール、FAXを使用する(別紙表3-1参照)。

# 能代港港湾機能継続協議会参集場所



引用先: Google マップ

## 3-4 被害調査

- ・協議会会員は発災後速やかに予備被害調査を実施し、その結果を協議会事務局に報告するもの とする。
- ・予備調査結果は、被害調査票に記入する。被害状況の報告は、調査実施の可否、実施状況等も 含め、発災後安全を確保できてから3時間以内を目途に第1報を協議会事務局で共有・集約 し、その後も新たな情報が入り次第改定するものとする。
- ・予備被害調査では、自組織が保有または管理する施設・設備の被害の状況や、業務遂行機能の 現状を把握する。なお、予備被害調査は、もっぱら施設等の目視点検や電話・メール等によ る被害情報収集等に基づいて、当該港湾の被災後の業務継続能力を評価し、応急復旧の方針 を検討する目的で実施するものとする。従って、施設の本格復旧のための詳細な調査は各会 員機関が別途実施することとなる。
- ・被害調査票に記入する項目・内容は、各協議会会員であらかじめ整理しておくことが望ましい。
- ・調査対象が重複する場合は、あらかじめ分担を決めておくこととする。
- ・協議会会員が分担する被害調査の項目は以下のとおり。

表3-2 協議会会員が分担する主な被害調査の項目

表3-2 協議会会員	が分担する主な被害調査の項目	
関係者	主な調査項目	備考
・秋田県 能代港湾事務所 ・秋田県 港湾空港課	<ul><li>・人的被害の有無(職員)</li><li>・事務所の被害(事務所建物、公用車等、ライフライン、燃料等)</li><li>・業務の状態</li><li>・港湾施設の被害(水域、陸域)</li></ul>	
• 東北地方整備局 秋田港湾事務所	<ul><li>・人的被害の有無(職員)</li><li>・事務所の被害(事務所建物、業務艇、公用車、ライフライン、燃料等)</li><li>・業務の状態</li><li>・港湾施設の被害(水域、陸域)</li></ul>	
· 秋田海上保安部	・人的被害の有無(職員) ・事務所の被害(庁舎、業務艇、公用車、ライフライン、燃料等) ・業務の状態 ・港内及び周辺水域の被害(漂流物、船舶、航路標識等)	
・港湾関係者 秋田海陸運送㈱ ㈱ダイニチ 能代運輸㈱ 東北電力㈱	<ul><li>・人的被害の有無(従業員)</li><li>・事務所の被害(事務所、倉庫、荷役機械、作業車両、ライフライン、燃料等)</li><li>・業務の状態</li><li>・利用している港湾施設の被害(被災貨物、上屋、荷捌地、荷役機械、設備等)</li></ul>	
・港湾建設企業 災害対策支援協議会	<ul><li>・在港船舶の被害状況</li><li>・出動可能な会員企業</li><li>・使用可能な資機材</li></ul>	
• 函館税関秋田船川税関支署	<ul><li>・人的被害の有無(職員)</li><li>・事務所の被害(事務所、検査機械、ライフライン等)</li><li>・業務の状態</li></ul>	
・秋田船川水先区水先人会 ・東北ポートサービス㈱ ・秋田曳船㈱	<ul><li>・人的被害の有無(従業員)</li><li>・事務所の被害(事務所、作業車両、船泊、 ライフライン、燃料等)</li><li>・業務の状態</li><li>・利用している港湾施設の被害(設備等)</li></ul>	

## ■被害調査票

※本票は能代港周辺で震度 6 弱以上の地震が発生、または、陸域で津波浸水被害が発生した場合、 発災後できるだけ速やかに協議会事務局(東北地方整備局秋田港湾事務所及び秋田県建設部港湾 空港課)に提出すること

調査対象港(いずれかに〇	)印をつり	けてください	(\\)	能代	港	船川港	秋田港
所属:		担当	者氏/	名:			
住所:		•					
使用できる通信手段の番号	号・アド	レス(衛星	電話	、携帯、F	FAX.	メール等):	
職員の安否							
全 名中 4	名の確認	済み、内負	傷者		名		
施設・機材の被災状況()	<b>※</b> できる	だけ被害位	タ雷:	火沢がわ	かる『	図面等を添付	してください
	初〇	皮災状況 : 使用可能 △△:			. O P	備表	
名称	J	応急復旧に こり使用可 : 使用不可	9	数量等	(被	災状況を記入	.してください
(例)事務所建物						)外壁表面に 「図面1」参	
(例)倉庫							
(例)公用車・社用車							
(例)作業車両							
(例)荷役機械							
(例)ドルフィン							
	凡例:	被害の程度の	区分				
	記号	係留施設	L C	航路・泊り	也	埠頭用地、 臨港道路	荷役機械
	О Д	2~3日で 応急復旧可 1ヶ月程度 応急復旧可	「能 で	直ちに使用概ね3週間程では急復に	呈度 -	直ちに使用可 概ね2週間程度 で応急復旧可能	2~3日で 応急復旧可能 -
	ΔΔ	3ヶ月程度 応急復旧可	で 「能	で応急復旧す 概ね3ヶ月程 で応急復旧す	星度	- 小小 ご 1友 I口 円 IE -	_
	×	2~3年の 期間を要す		6ヶ月~		_	6ヶ月~1年

***  ***  ***  **  **  **  **  **  **	電気			上水		
業務の状態  主な業務  状態(現状と今後の見通し等を記入してください)  □被害調査票は、対策本部にて港湾施設及び港湾利用者の被害状況を共有し、港湾施設の利用、復旧、対応を検討する上での活用を考えている。 □港湾の利用や復旧方針を決定する上で参考となる情報の提供をお願いします。  (記入例)  □・・・が故障し、復旧に1週間程度を要するが、原料・は2週間程度のストックがあるため、生産活動には影響ない。  □現在、港湾荷役機械が故障し、復旧の目処立たず、荷役できない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。  □機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。  □通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入	燃料(種類と在	圧庫量を記入)				
主な業務 状態(現状と今後の見通し等を記入してください)  □被害調査票は、対策本部にて港湾施設及び港湾利用者の被害状況を共有し、港湾施設の利用、復旧、対応を検討する上での活用を考えている。 □港湾の利用や復旧方針を決定する上で参考となる情報の提供をお願いします。  (記入例)  □・・・が故障し、復旧に1週間程度を要するが、原料・は2週間程度のストックがあるため、生産活動には影響ない。 □現在、港湾荷役機械が故障し、復旧の目処立たず、荷役・ごきない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。 □機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。 □通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入	種類:	日分	種類:	日分	種類:	日名
□被害調査票は、対策本部にて港湾施設及び港湾利用者の被害状況を共有し、港湾施設の利用、復旧、対応を検討する上での活用を考えている。 □港湾の利用や復旧方針を決定する上で参考となる情報の提供をお願いします。  (記入例) □・・・が故障し、復旧に1週間程度を要するが、原料・は2週間程度のストックがあるため、生産活動には影響ない。 □現在、港湾荷役機械が故障し、復旧の目処立たず、荷役できない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。 □機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。 □通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入	業務の状態					
の利用、復旧、対応を検討する上での活用を考えている。 □港湾の利用や復旧方針を決定する上で参考となる情報の提供をお願いします。  (記入例)  □・・・が故障し、復旧に1週間程度を要するが、原料・は2週間程度のストックがあるため、生産活動には影響ない。 □現在、港湾荷役機械が故障し、復旧の目処立たず、荷役できない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。 □機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。 □通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入	主な	業務	状態(現)	伏と今後の見通し	<b>〜等を記入して</b> ぐ	ください)
<ul> <li>□・・・・が故障し、復旧に1週間程度を要するが、原料・は2週間程度のストックがあるため、生産活動には影響ない。</li> <li>□現在、港湾荷役機械が故障し、復旧の目処立たず、荷役できない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。</li> <li>□機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。</li> <li>□通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入</li> </ul>	の利用、復旧	日、対応を検討す	する上での活用を	を考えている。		
<ul> <li>○○業務(例1)</li> <li>・は2週間程度のストックがあるため、生産活動には影響ない。</li> <li>□現在、港湾荷役機械が故障し、復旧の目処立たず、荷径できない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。</li> <li>□機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。</li> <li>□通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入</li> </ul>	(記入例)					
・・業務(例2) できない状況。○月○日よりクローラークレーンによる荷で対応することを予定している。  □機械の故障により生産ライン停止。●月●日より生産を始し、△月△日頃から輸出を再開したい。  □通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入	○○業務(例:	1)	・は2週間程			
始し、△月△日頃から輸出を再開したい。  □通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入	・・業務(例2	2)	できない状況。	○月○日より!	フローラークレ-	
また、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入						日より生産を
			□通常行っていた業務が災害によってどうなっているのかまた、業務の再開見込み、港湾の利用見込みなどを記入□業務で使用する施設、機材、建物等の被害は、前頁で記え			

## 3-5 応急復旧方針の決定

・協議会会員は、参集後、被害調査の結果と本港湾BCPの方針をもとに、応急復旧方針として表3-3の項目を決定する。

次ページのとおり、参考事例を記載する。

表3-3 応急復旧方針として決定する項目

項目		内容			
	応急復旧の 対象施設	①岸壁(-13)1B、②岸壁(-10)1B、③岸壁(-7.5)2B			
	復旧の 優先順位	②岸壁(-10)1B+3岸壁(-7.5)2B → ①岸壁(-13)1B ・本港湾BCPの方針と被害調査の結果、地域の要請を踏まえ、復旧の優先 順位を決定する。			
	揚収物の 集積場所	・P29 の「図 4-3 航路啓開・臨港道路啓開の作業範囲、ガレキ集積場所、作業船係留場所」のとおり。 ※航路啓開の揚収物・漂流物を荷揚げするため、岸壁利用が可能であることから当該箇所に設定。なお、緊急物資等の取扱いと輻輳するため利用調整を緊密に行う。			
	役割分担	・P33の「表4-3 施設復旧に関する関係者と役割」のとおり。			
応急復旧	応急復旧の 手順	・P34 の「図4-5 施設復旧の流れ」に従い、被災状況に注意を払いつつ、作業を進める。			
	作業体制	・被害想定に応じ関係者が確保できる作業員、作業船、建設機械、資機材を 確認する。 ・応援が必要な場合は、関係者間で調整する。 ・応急復旧に係る連絡調整定例会議を通じ、指揮・命令系統を確認する。			
	応急復旧の 工程	【工程表】   次害発生後の経過時間   次害発生後の経過時間   水ース数 3日以内 1週間以内 1ヶ月以内 2ヶ月以内 3ヶ月以内 1年以内   企業系バルク   中島(-7.5)岸壁 2   大森(-10)岸壁 1   大森(-13)岸壁 1   ライフライン系バルク   電力 専用ドルフィン 2			
	緊急物資輸送 の手順	・P36 の「図 5-1 緊急物資輸送の流れ」に従い、被災状況に注意を払いつ つ、作業を進める。			
緊急輸送	作業体制	・被害想定に応じ関係者が確保できる作業員、作業船、建設機械、資機材を確認する。 ・応援が必要な場合は、関係者間で調整する。 ・応急復旧に係る連絡調整定例会議を通じ、指揮・命令系統を確認する。			
幹線貨物	幹線貨物輸送 再開の手順	・P38の「図5-2 幹線貨物輸送再開の応急復旧の流れ」に従い、被災状況に 注意を払いつつ、作業を進める。			
	作業体制	・被害想定に応じ関係者が確保できる作業員、作業船、建設機械、資機材を確認する。 ・応援が必要な場合は、関係者間で調整する。 ・応急復旧に係る連絡調整定例会議を通じ、指揮・命令系統を確認する。			
・関係者の報告事項、情報共有の方法を確認する。 ・情報発信の内容、スケジュールを確認する。					

# 〈参考事例〉【被害想定】ケース1(震度7、津波浸水なし)

VOTE IN THE RESERVE OF THE RESERVE OF				
施設		震度 7 強、津波被害無し		
		被害の程度		被災状況
航路・泊地		0		漂流物小
ライフライン系	①電力 専用ドルフィン	_	1基	被災状況調査により確認
バルク	②電力 専用ドルフィン	_	1基	被災状況調査により確認
	③岸壁(-13)	×	1 バース	岸壁が大きく傾斜、エプロン陥没
	埠頭用地	Δ		陥没等
産業系バルク	④岸壁(-10)	$\triangle$	1 バース	エプロンに段差、陥没
外港地区	埠頭用地	$\triangle$		陥没等
	⑤岸壁(-7.5)	$\triangle$	2 バース	エプロンに段差、陥没
	埠頭用地	$\triangle$		陥没等
臨港道路		Δ		陥没、空洞、沈下等

## 【復旧目標(バース被災状況図)】

凡例:被害の程度の区分

7601	成百0年及02万 0			
記号	係留施設	航路・泊地	埠頭用地、 臨港道路	荷役機械
0	2~3日で 応急復旧可能	直ちに使用可	直ちに使用可	2~3日で 応急復旧可能
Δ	1ヶ月程度で 応急復旧可能	概ね3週間程度 で応急復旧可能	概ね2週間程度 で応急復旧可能	_
$\triangle \triangle$	3ヶ月程度で 応急復旧可能	概ね3ヶ月程度 で応急復旧可能	_	-
×	2~3年の 期間を要する	6ヶ月~	_	6ヶ月~1年



## 4. 施設復旧のための行動計画

## 4-1 施設復旧の概要

- ・応急復旧方針に従い、施設の応急復旧、航路啓開・安全確認、揚収物・漂流物の処理を行う。
- ・まず、緊急物資輸送に必要な航路・泊地の啓開と施設の応急復旧を行い、その後、幹線貨物輸送の再開に向け、その他の航路・泊地と施設の応急復旧を実施する。

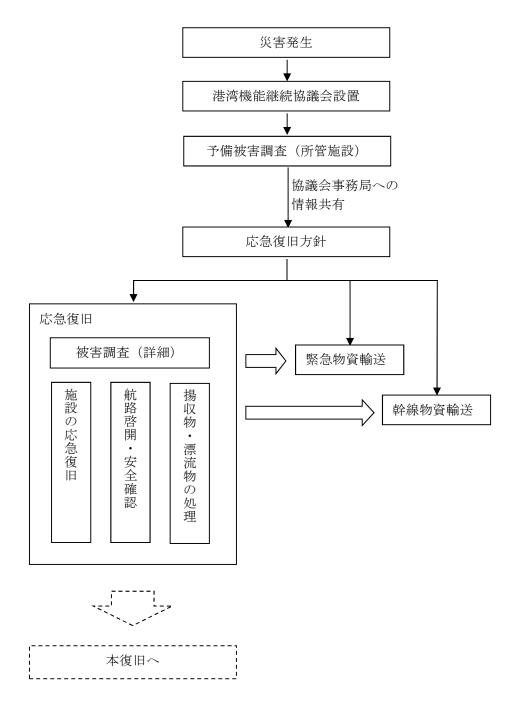


図4-1 施設の応急復旧の概要

※本計画書において航路啓開とは「障害物の除去を行い、船舶交通に必要な水深を確保するまで」を指す。

## 4-2 航路啓開の優先順位

・航路・泊地の啓開にあたり、優先順位を以下のとおりとする。

【第1段階】外港航路及び大森地区泊地 (-14m・-13m・-10m) まずは、緊急物資支援船が入港できる状態にすることが第一優先。

【第2段階】東北電力(株)能代火力発電所専用桟橋前面泊地 (-14m) 電力供給を可能とする。

## 【第3段階】下浜・中島地区泊地

港全体の施設が稼働できるようにする。

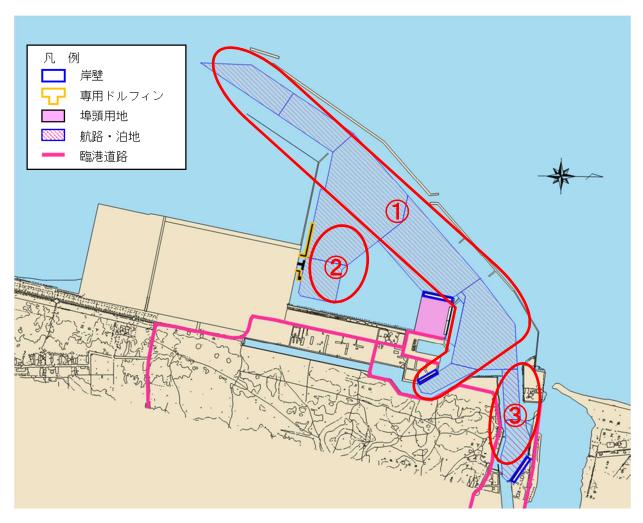


図4-2 航路啓開の作業順序 (イメージ図)

## 4-3 航路啓開·臨港道路啓開、安全確認

## (1)関係者と役割

・航路・泊地、臨港道路の啓開の関係者と主な役割を表4-1に示す。

表 4-1 航路啓開・臨港道路啓開に関する関係者と役割

関係者	協議会会員	主な役割
海上保安部	秋田海上保安部	<ul><li>・航路の調査</li><li>・航路標識の復旧、応急標識の設置</li><li>・船舶交通の制限・見直し</li><li>・航路の被害、復旧状況に関する広報</li></ul>
港湾管理者	秋田県港湾空港課 秋田県能代港湾事務所	<ul><li>・航路の調査</li><li>・航路啓開</li><li>・臨港道路啓開</li><li>・出来形確認</li><li>・揚収物の保管</li><li>・航路の被害、復旧状況に関する広報</li></ul>
地方整備局	東北地方整備局 秋田港湾事務所	・航路の調査 ・航路啓開 ・出来形確認 ・航路の被害、復旧状況に関する広報
港湾建設企業 (建設業、建設コン サルタント等)	災害対策支援協議会	<ul><li>・航路の調査</li><li>・航路啓開</li><li>・臨港道路啓開</li></ul>
船社、タグボート	東北ポートサービス㈱	・船舶被害の調査・被災した船舶の撤去・処理
港運事業者等 専用岸壁管理者 港湾利用者	秋田海陸運送㈱ ㈱ダイニチ 能代運輸㈱ 東北電力㈱	・被災した貨物等の回収・処理
漁業関係者		・被災した漁船、漁具等の回収・処理

# 参 照

資料 5-1 「東日本大震災時航路啓開事例~航路啓開作業の状況」 資料 5-2 「東日本大震災時航路啓開事例~航路啓開作業の流れ」

## (2)作業方針

航路啓開の作業方針を以下のとおりとする。 ただし、災害後の状況によっては、関係者が協議して変更する。

#### ① 航路啓開の作業範囲

・航路啓開の作業範囲を図4-3のとおり定める。

## ② 臨港道路啓開

・臨港道路啓開の作業範囲を図4-3のとおり定める。

## ③ 揚収物・漂流物の集積場所

- ・揚収物・漂流物は、取扱い岸壁への揚収を基本とする。
- ・明らかにガレキと判断できるものの揚収場所は、図4-3中島地区緑地・下浜地区埠頭用地への揚収を基本とする。

#### ④ 作業船の係留場所

・作業船の係留場所は、図4-3のとおりとする。

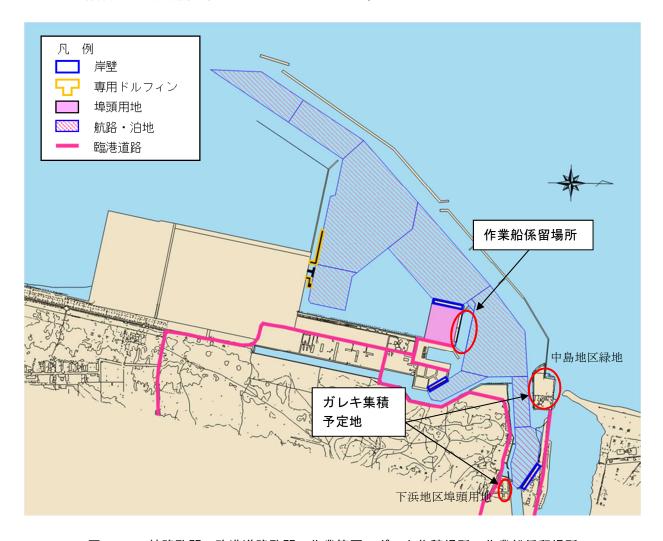


図4-3 航路啓開・臨港道路啓開の作業範囲、ガレキ集積場所、作業船係留場所

## (3) 航路啓開の活動手順

震災発生後の航路啓開の基本的な活動の手順は次のとおりである(図4-4)。

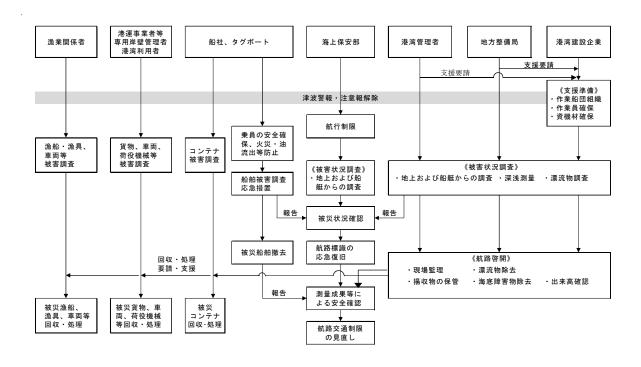


図4-4 航路啓開の活動の流れ

## ① 海上保安部

## ●被害調査

- ・海上保安部は、津波警報解除後、陸上と海上から、港内における障害物の状況を調査し、航 路啓開を担当する港湾管理者、地方整備局に情報提供を行うとともに、協議会に報告する。
- ・港湾管理者と整備局、船社から報告を受け、情報を集約し被害状況を確認する。
- ●航路啓開・航路の安全確認
- ・海上保安部は、航路標識の応急復旧を行う。
- ・港湾管理者と地方整備局から航路啓開完了の報告を受け、出来形確認の成果等により安全確認を行う。安全が確認されれば、暫定水深による船舶交通の制限を行う。安全が確認できない場合は、港湾管理者と地方整備局に安全が確認できるまで航路啓開作業を行うよう指導する。
- ・船舶交通制限の見直しにあたっては、暫定水深、危険水域の位置、入港時間の制限等の入港 条件を決定し、港湾管理者および地方整備局とともに広報により周知する。
- ・暫定水深による運用を終了する場合は、所要の精度による水深の測量結果の報告を受け、安全確認を行う。

#### ② 港湾管理者、地方整備局

#### ●被害調査

- ・港湾管理者と地方整備局は、津波警報・注意報解除後、直ちに陸上と海上から、航路・泊地における障害物の状況を目視により調査し、被害の概要を把握する。
- ・被害を確認したら速やかに、協定を締結している港湾建設企業に協力を要請し、深浅測量、 海底地形測量、漂流物の分布調査を実施する。
- ・港湾管理者と地方整備局は、調査結果を取りまとめ、海上保安部に情報提供を行うととも に、協議会に報告する。

## ●航路啓開

- ・航路啓開方針を受けて、港湾建設企業に航路啓開への支援を要請し、航路啓開を実施する。
- 港湾管理者と地方整備局は、現場監理を行う。
- ・まず、緊急物資や燃料油等の輸送を行う岸壁に船舶を係留できるよう、最低限必要な航路と 泊地を最優先で啓開する。
- ・次いで、その他の岸壁を、優先順位に従って暫定供用に必要な水域及び水深まで啓開作業を 行う。
- ・船舶の座礁・沈没により航路・泊地が閉塞している場合は、船社に対し撤去するよう要請を 行う。
- ・啓開作業が完了したら、海上保安部に報告し、安全確認を受ける。
- ・船舶交通制限の見直しが決定されたら、暫定水深、危険水域の位置、入港時間の制限等を海 上保安部とともに広報し、協議会に報告する。
- ・暫定水深による運用を終了する場合は、所要の精度(別途協議会で検討)による水深の測量 結果を海上保安部に報告し、安全確認を受ける。

#### ③ 港湾建設企業(建設業、建設コンサルタント等)

#### ●被害調査

- ・港湾建設企業は、港湾管理者及び地方整備局から要請があれば出動できるよう、震災発生 後、直ちに作業船団の組織、作業員の確保、資機材の確保等の航路啓開に向けた準備を行 う。
- ・港湾管理者または地方整備局からの要請を受けて、津波警報・注意報解除後、航路・泊地の 深浅測量、海底地形測量、漂流物の分布状況を調査する。
- ・調査結果は、港湾管理者及び地方整備局に報告する。

#### ●航路啓開

・港湾管理者と地方整備局の指揮の下、航路啓開作業を行う。

#### 4 船社、タグボート

- ・自社が運航する船舶が座礁・沈没等の被害をうけたら、まず、海上保安部や警察、消防の支援を受け、乗員の安全確保と火災や油流出等の防止を行う。
- ・自社が保有する船舶や被災貨物の被災状況を調査し、被災船舶の撤去、被災貨物の回収・処分を行う。これらの情報は適宜、協議会に報告する。
- ・先導船やタグボートなどによる入港船支援を行う。

## ⑤ 港運事業者等

・港運事業者等は、貨物や自社の車両や荷役機械等の流出状況を調査し、揚収された車両や荷役機械等の回収・処分を行うとともに専用岸壁管理者及び港湾利用者の被災貨物の回収・処分を支援する。また、それらの利用ヤードについて整理を行う。これらの情報は適宜、協議会に報告する。

## ⑥ 専用岸壁管理者、港湾利用者

・専用岸壁管理者、港湾利用者は、自社の貨物や車両、荷役機械等の流出状況を調査し、水域 への流出状況を調査し、揚収された貨物や車両、荷役機械等の回収・処分を行う。これらの 情報は適宜、協議会に報告する。

#### ⑦ 漁業関係者

・漁業関係者は、津波警報・注意報解除後、漁船や漁具、車両等の流出状況を調査し、揚収された漁船や漁具、車両等の回収・処分を行う。これらの情報は適宜、協議会に報告する。

#### 4-4 揚収物・漂流物の処理

#### (1)関係者と役割

・揚収物・漂流物の処理に関する関係者と主な役割を表4-2に示す。

表 4-2 揚収物・漂流物の処理に関する関係者と役割

関係者	協議会会員	主な役割	
港湾管理者 秋田県港湾空港課 秋田県能代港湾事務所		・揚収物の保管 ・揚収物・漂流物の回収・処理の支援	
船社、タグボート	東北ポートサービス㈱ 他 船社	・船舶被害の調査 ・被災した船舶の撤去・処理	
専用岸壁管理者 港湾利用者 東北電力(株)		・被災した貨物等の回収・処理	
漁業関係者 秋田県漁業協同組合 ・		・被災した漁船、漁具等の回収・処理	

#### (2)作業方針

- ・揚収物・漂流物(貨物、車両、荷役機械、漁具、漁船等)は、所有者が引き取り処分することを原則とする。
- ・ただし、被害が甚大で所有者だけでは対応が困難な場合、または所有者が不明な場合は、港 湾管理者が支援を行うことを検討する。

#### (3) 揚収物・漂流物の処理の手順

#### ① 港湾管理者

- ●揚収物・漂流物の保管
- ・揚収物・漂流物は、早期復旧のため取扱い岸壁への揚収を基本とする。貨物や船舶、機械、 車両等については、所有者に対して仮置き場に集積していることを周知し、所有者に回収・ 処理を行うよう要請する。
- ●揚収物・漂流物の回収・処理の支援
- ・揚収物・漂流物の回収・処分は、原則、揚収物の所有者が責任を持つが、流出物が大量に発生し、関係者が回収・処分が困難な場合は、処理の代行等の支援を行う。

#### ② 船社、タグボート

- ・船社、タグボートは、保険会社やサルベージ会社と協力して被災船舶を撤去する。
- ・撤去の実施にあたっては、海上保安部、港湾管理者、地方整備局と撤去方法の調整を行い、 経過を報告する。

#### ③ 専用岸壁管理者、港湾利用者、漁業関係者

- ・専用岸壁管理者、港湾利用者は、揚収物・漂流物に自社の所有物が含まれるか港湾管理者に 確認する。
- ・自社の所有物が揚収物・漂流物に含まれる場合、原則として自らの責任で回収・処理する。
- ・港湾管理者が処理を代行する場合は、権利放棄の手続きを行い必要な代金を支払う。

# 4-5 施設復旧

#### (1)関係者と役割

・施設の復旧は、秋田県と、東北地方整備局が中心となってその他の関係者の協力のもとに実施する。

表 4-3 施設復旧に関する関係者と役割

関係者	協議会会員	主な役割
地方整備局	東北地方整備局 秋田港湾事務所	・港湾施設の被害調査 ・港湾施設の応急復旧
港湾管理者	秋田県港湾空港課 秋田県能代港湾事務所	・港湾施設の被害調査 ・港湾施設の応急復旧 ・被災貨物・ガレキの一次保管
港湾建設企業 (建設業、建設コン サルタント等)	災害対策支援協議会	・港湾施設の被害調査 ・港湾施設の応急復旧
港運事業者	秋田海陸運送㈱	・貨物、倉庫、荷役機械等の被害調査
陸運事業者	㈱ダイニチ	・被災貨物撤去
倉庫事業者	能代運輸㈱	・荷役機械、倉庫の応急復旧
港湾利用者		・貨物、車両、荷役機械等の被害調査 ・被災貨物、車両、荷役機械等回収・処理
船社、タグボート	東北ポートサービス㈱ 他 船社	<ul><li>・船舶等の被害調査</li><li>・被災船舶撤去</li><li>・被災貨物回収処分</li></ul>
専用岸壁管理者	東北電力㈱	・被害調査 ・事故防止

#### (2)作業方針

施設復旧の作業方針を以下のとおりとする。

ただし、災害後の状況によっては、関係者が協議して変更する。

#### ① 施設復旧の作業範囲

- ・施設復旧にあたっては、地方整備局は国の直轄工事で整備した施設の応急復旧を行う。
- ・港湾管理者は、県で整備した施設の応急復旧を行う。
- ・施設が近接する場合は、必要に応じていずれかが主導して応急復旧を行うこととする。
- ・応急復旧工事の実施にあたっては、あらかじめ取り結ばれた災害時協定に基づき、地方整備局・港湾管理者と協定団体が協力して実施する。

### ② 定例会議

・港湾管理者と地方整備局、港湾建設企業、並びに求めに応じて参加するその他関係者は、定 例会議を開催し、応急復旧の各種調整や情報共有を行う。

#### ③ 被災貨物とガレキの集積場所

・撤去した被災貨物とガレキは、P29図4-3に示してある場所に集積する。

#### (3) 施設復旧の手順

緊急物資輸送のための応急復旧の基本的な活動の手順は次のとおりである(図4-5)。

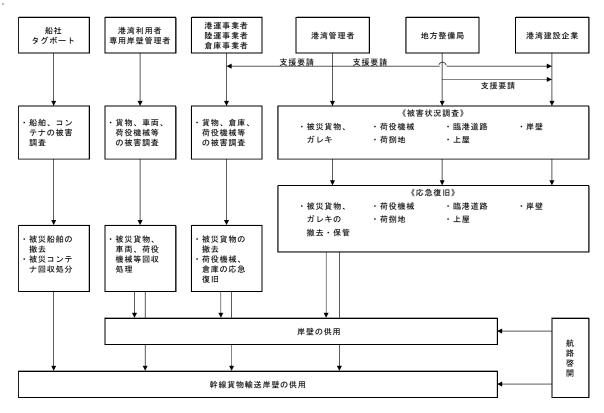


図4-5 施設復旧の流れ

#### ① 港湾管理者・地方整備局・港湾建設企業(建設業、建設コンサルタント等)

- ・港湾管理者と地方整備局は、災害協定を締結している港湾建設企業に支援を要請し、施設の 被害状況の詳細な調査と応急復旧工事の手順、数量等の検討に関する協力を求める。
- ・港湾管理者は、港運事業者等と協力して被災貨物やガレキの状況を調査し、撤去と一時保管 を行う。
- ・港湾管理者は、運輸局等関係機関との連絡調整のもとに、一時保管している被災貨物やガレキの所有者に対し、回収・処理を要請するとともに必要に応じて支援を行う。

# ② 港運事業者、陸運事業者、倉庫事業者

- ・港運事業者、陸運事業者、倉庫事業者は、自社が取り扱う貨物や、自社の倉庫、荷役機械等 の被害状況調査を行い、優先順位に従い応急復旧を行う。
- ・港湾管理者と協力して、被災貨物の撤去を行う。

# ③ 港湾利用者、専用岸壁管理者

・港湾利用者、専用岸壁管理者は、自社の貨物や車両、荷役機械等の被害状況調査を行うとと もに、被災した貨物や車両、荷役機械等の回収・処理を行う。

#### ④ 船社、タグボート

・船社、タグボートは、自社の船舶や被災貨物の被害状況調査を行うとともに、港湾管理者等 関係機関との連絡調整の下に、被災自社貨物等の撤去、回収処分を行う。

# 5. 物資輸送のための行動計画

# 5-1 緊急物資輸送

# (1)関係者と役割

・緊急物資輸送の関係者と主な役割を表5-1に示す。

表 5-1 緊急物資輸送用岸壁の応急復旧に関する関係者と役割

関係者	協議会会員	主な役割
港湾管理者 (県災害対策本部)	秋田県港湾空港課 秋田県能代港湾事務所	<ul> <li>・緊急輸送の各方面への支援要請</li> <li>・緊急輸送の方針決定</li> <li>・緊急物資の受入体制の確保</li> <li>・緊急輸送の実施</li> <li>・港湾施設の被害調査</li> <li>・出来形確認</li> <li>・航路啓開</li> <li>・港湾施設の応急復旧</li> </ul>
港運事業者 陸運業者 倉庫業者	秋田海陸運送㈱ ㈱ダイニチ 能代運輸㈱	<ul><li>・緊急物資輸送体制の確保</li><li>・緊急物資輸送</li></ul>
地方整備局	東北地方整備局 秋田港湾事務所	<ul><li>・港湾施設の被害調査</li><li>・航路啓開</li><li>・出来形確認</li><li>・港湾施設の応急復旧</li></ul>
港湾建設企業 (建設業、建設コン サルタント等)	災害対策支援協議会	・港湾施設の被害調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
海上保安部	秋田海上保安部	・航路の調査 ・航路標識の復旧、応急標識の設置 ・船舶交通の制限・見直し

<sup>※</sup>港湾管理者の指示は、県災害対策本部の総意に基づくため同列と見なしている。

#### (2) 緊急物資輸送の手順

- ・緊急物資輸送は、地域防災計画に基づき港湾管理者の要請を受けて、実施する。
- 緊急物資輸送の基本的な活動の手順は次のとおりである(図5-1)。

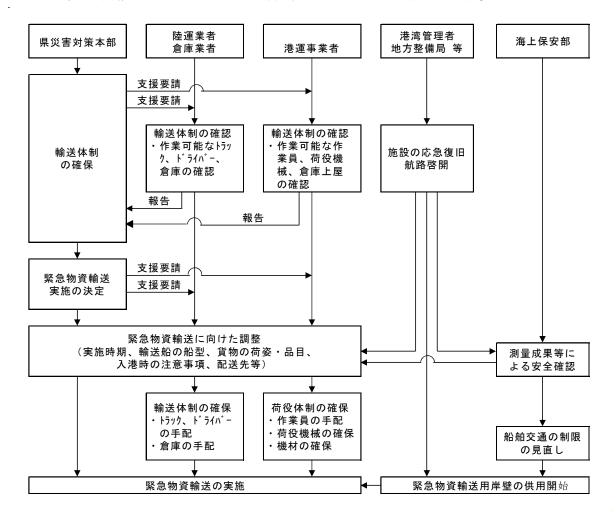


図5-1 緊急物資輸送の流れ

#### ① 港湾管理者

・港湾管理者は、地域防災計画に基づき、港運事業者、陸運業者や倉庫業者に緊急物資輸送へ の支援要請を行い、輸送体制を確保する。

### ② 港運事業者、陸運業者·倉庫業者

・港運事業者、陸運業者・倉庫業者は、作業員や、トラック、倉庫・上屋、荷役機械等の状態 を確認し港湾管理者に報告する。

#### ③ 緊急物資輸送に向けた調整

- ・港湾管理者は、海上輸送による緊急輸送の実施の決定を受けて、港運事業者、陸運業者、倉 庫業者に緊急物資輸送の支援要請を行う。
- ・港湾管理者と海上保安部、港運事業者、陸運業者、倉庫業者は、緊急物資輸送に向けて、実施時期、輸送船の船型、貨物の荷姿・品目、入港時の注意事項、配送先等について調整する。

#### ④ 緊急物資輸送の実施

・緊急物資輸送用岸壁の供用後、港運事業者、陸運業者、倉庫業者は、必要な輸送体制を確保 し、緊急物資輸送を実施する。

# 5-2 幹線貨物輸送

# (1)関係者と役割

・幹線貨物輸送の関係者と主な役割を表5-2に示す。

表5-2 幹線貨物輸送に関する関係者と役割

関係者	協議会会員	主な役割
税関	函館税関秋田船川税関支署	・被害調査 (調査、設備機器) ・業務の復旧
専用岸壁管理者港湾利用者	東北電力㈱	・被害調査(被災状況、業務の状態・見通 し、港湾の利用状況・見通し) ・業務の復旧 ・被災貨物の回収・処分
船社、タグボート	東北ポートサービス(株) 他 船社	<ul><li>・被害調査(船舶、被災貨物)</li><li>・被災船舶撤去</li><li>・被災貨物の回収・処分</li></ul>
港運事業者 陸運事業者 倉庫事業者	秋田海陸運送㈱ ㈱ダイニチ 能代運輸㈱	<ul><li>・被害調査(被災状況、業務の状態・見通し、港湾の利用状況・見通し)</li><li>・被災貨物、ガレキ撤去</li><li>・荷役体制の応急復旧(荷役機械、作業員、システム)</li></ul>
港湾管理者	秋田県港湾空港課 秋田県能代港湾事務所	<ul><li>・港湾施設の被害調査</li><li>・航路啓開</li><li>・出来形確認</li><li>・港湾施設の応急復旧</li></ul>
地方整備局	東北地方整備局秋田港湾事務所	<ul><li>・港湾施設の被害調査</li><li>・航路啓開</li><li>・出来形確認</li><li>・港湾施設の応急復旧</li></ul>
海上保安部	秋田海上保安部	<ul><li>・航路の調査</li><li>・航路標識の復旧、応急標識の設置</li><li>・船舶交通の制限・見直し</li></ul>

#### (2) 幹線貨物輸送再開の手順

・幹線貨物輸送再開の基本的な活動の手順は次のとおりである(図5-2)。

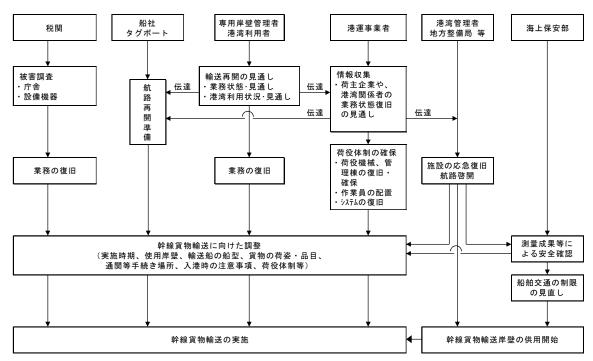


図5-2 幹線貨物輸送再開の応急復旧の流れ

#### ① 専用岸壁管理者、港湾利用者

- ・専用岸壁管理者、港湾利用者は、業務の状態と復旧の見通し、港湾利用再開の見通しを港運 事業者と船社に伝達する。
- ・業務の復旧を行う。

#### ② 港運事業者

- ・港運事業者は、専用岸壁管理者、港湾利用者や港湾関係者の業務復旧見通しを把握し、港湾管理者や船社に伝達する。
- ・港運事業者は、荷役機械の復旧や確保、システムの復旧、作業員の配置等、荷役体制の復旧 を行う。

### ③ 税関

・税関は、庁舎や設備機器の被害状況調査を行い、業務の復旧を行う。

### ④ 船社、タグボート

・船社、タグボートは、港湾利用者や港運事業者からの情報を受け、航路再開の準備を行う。

### ⑤ 幹線貨物輸送に向けた調整

・港湾施設の応急復旧と輸送体制の見通しがついた段階で、実施時期、使用岸壁、輸送船の船型、貨物の荷姿・品目、通関等手続き場所、入港時の注意事項、荷役体制等の調整を行う。

#### ⑥ 幹線貨物輸送の実施

・幹線貨物輸送用の岸壁が供用されたら、幹線貨物輸送を実施する。

# 6. 情報の整理と発信

# 6-1 情報の整理

- ・各関係者の被害状況調査の結果や復旧見通し等の情報は、随時、協議会事務局に伝達する。
- ・協議会事務局は、伝達を受けた情報を集約・共有し、適宜協議会会員に情報提供する。
- ・なお、被害や復旧見通し等の情報は、全ての関係者がいつでも閲覧できるように港湾管理者等の既存のホームページ等にアップする。

# 6-2 情報の発信

# (1)情報発信の体制

- ・情報発信は、協議会の下に港湾管理者と地方整備局、海上保安部の連名で、3者の情報媒体 (ホームページ、記者発表等)を通じて発信する。
- ・3 者は、以下の内容について責任を持ち、発信する内容を整理する。

表 6-1 情報発信の責任者と責任を持つ情報

情報発信の責任者	責任を持つ情報
港湾管理者	港湾の被災状況と復旧状況、応急復旧方針、港湾施設の供用再開等
地方整備局	港湾の被災状況と復旧状況、応急復旧方針
海上保安部	海上交通安全、航泊禁止の解除等

# (2)情報発信の方法

以下の方法により随時情報発信を行う。

- ① 港湾関係者及び港湾利用者への発信
  - ・記者発表、ホームページへの掲載
- ② 協議会会員への発信
  - ・上記の他、電話、FAX、E-mail、掲示板等を使用して周知する。

### (3)発信する情報

発信する情報は以下のとおりとする。

表 6-2 発信する情報

項目	内容		
応急復旧方針	応急復旧方針で定めた対象施設、スケジュール等		
港湾施設の被災状況と復旧状況	施設の使用の可否、復旧工事の状況、供用の状況等		
港湾施設の供用再開	航路・岸壁の供用再開の決定、船舶の入港等(3 者連名)		
海上交通安全	船舶航行にあたっての注意事項や、航行禁止水域等		
航泊禁止の解除等	航泊禁止の解除等、水域、吃水制限		

# 参 照

参考資料 6 「東日本大震災時供用岸壁公表事例~利用可能岸壁の公表」

# 7. 継続的な見直し(PDCA)の実行

本港湾BCPで定めた事前対策の実施状況、各関係者の事業の状況、災害や港湾BCP等に関する新たな知見、港湾物流の最新動向等の最新情報に基づき、本港湾BCPを継続的に見直し(PDCAサイクル)、改善により有用で実効性の高い計画に更新する。

港湾BCPの見直しと改善は、以下のとおり実施することとする。

- ○港湾BCPの見直しを毎年実施する。
- ○大規模な計画の見直し(上位計画の変更など)は協議会で協議する。
- ○軽微な変更は連絡調整会議等事務レベルの会議で協議する。

# 8. 港湾機能を継続するための練習・訓練の実施

年に1回、関係者による訓練を実施する。

#### (1) 必要な機材

・訓練の内容に応じて対応する。

# (2)訓練の内容

・訓練内容はその都度事務局が検討を行い、各会員にお知らせする。

表8-1 訓練テーマと対応する訓練方法

五ヶ年訓練テーマ		訓練手法	訓練メニュー
	港湾BCPに関する基礎知識を	講義	港湾BCPとは、港湾の概要、過去の災害と教訓、被害想定、企業BCPの事例紹介、災害対策の基礎知識等から選択等
	備えた組織を継続して育成する。	ワークショップ	被害想定のイメージ
港湾BCPの理解	新たな港湾施設の供用や被害	講義	地域防災計画や企業BCPの改訂、港湾整備
	想定・地域防災計画の改訂等の 地域ごとの環境変化を適切に港 湾BCPに反映し、各機関の理解 を推進する。	ワークショップ	新たな施設整備による影響と課題
	港湾BCPの発動及び情報伝達	ワークショップ	初動・情報伝達の課題抽出
初動•情報伝達	を円滑に実施できるようにする。 ※関係機関の役割や活動内容、 手順の具体化により組織間連 携を確実なものとする。	ロールプレイング (シナリオ開示型)	シナリオにもとづく初動・情報伝達の一連の活動の訓練
		ロールプレイング (シナリオ非開示型)	付与情報にもとづく初動・情報伝達の一連の活動の訓練
		実技訓練	通信機器を使った情報伝達訓練
応急復旧方針の 決定	応急復旧方針の決定を円滑に	ワークショップ	応急復旧方針・優先順位決定の課題抽出
	実施できるようにする。	図上検討	付与情報に基づく応急復旧方針・優先順位決定の図上検討
応急復旧・ 航路啓開・ 緊急輸送・ 港湾物流再開	応急復旧・航路啓開・緊急輸送・ 港湾物流再開を円滑に実施で	ワークショップ	応急復旧、航路啓開、緊急輸送、港湾物流再開の課題抽出
	きるようにする。 ※関係機関の役割や活動内容、	ロールプレイング (シナリオ開示型)	シナリオに基づく応急復旧・航路啓開・緊急輸送・港湾物流 再開のいずれかの訓練
	手順の具体化により組織間連携を確実なものとする。	実技訓練、総合訓練	応急復旧・航路啓開・緊急輸送・港湾物流再開のいずれか の実技訓練、複数の実技訓練を組み合わせた総合訓練

# (3)訓練の履歴

表8-2 訓練の履歴

年 度	実施日	訓練手法	訓練メニュー	参加人数
27 年度	H27. 12. 17	ワークショップ	・被害想定 ・復旧の優先順位の決定 ・航路啓開の段階設定 ・上記の課題抽出	30 人
28 年度	H29. 2. 17	ロールプレイン グ (シナリオ開示 型)	<ul><li>・予備被害調査訓練</li><li>・応急復旧方針決定訓練</li></ul>	28 人
29 年度	H29. 11. 2	情報伝達	<ul><li>・被害調査票の作成</li><li>・被害情報の送信訓練</li><li>・被害情報の集約</li></ul>	24/28 機関
30 年度	Н30. 11. 7	情報伝達	<ul><li>・被害調査票の作成</li><li>・被害情報の送信訓練</li><li>・被害情報の集約</li></ul>	25/28 機関

# 9. 災害対応力をさらに強化するためのソフト・ハード両面の改善計画(案)

表9-1 災害対応力を強化するための改善計画(案)

項目	課題	改善策	実施時期	実施主体
初動体制	衛星電話の配備	通信手段の確保のため 関係者は衛星電話の完 備に努める。	随時	港湾物流企業 荷主企業
施設復旧	被害想定ケース2では、能代港、船川港及び秋田港の同時被災を想定しているが、施設復旧に不可欠な海上作業船が津波により被災を受けることで、早期復旧が困難となる。	早期復旧に資する県外からの広域支援体制等のあり方について広域協議会における検討結果を踏まえ、本行動計画に位置づけする。	平成 28 年 2 月 29 日付け で「港湾関係 での災害発生 時におけ業者に 急対策業も 関する包括的 協定」を締結	協定者
	耐震強化岸壁が未整備 のため、緊急物資輸送 に対応する岸壁が無 い。	耐震強化岸壁の整備計画もしくは、秋田港等からの緊急物資輸送を 考慮する。		港湾管理者
幹線貨物輸送	限られた岸壁を使用し てバルク貨物を輸送す る場合、貨物が混在す る。	岸壁の供用が可能な品 目を事前に調整する。		港湾管理者 港湾物流企業 荷主企業

#### 10. 広域連携計画

発災後の港湾機能の早期回復を図るためには、行動計画に基づき自地域内での対応が基本である として本計画を策定している。

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震・津波発生時は自地域内対応が困難となることが想定され、早期回復が遅れる可能性があることから、広域連携計画を策定する。

# 10-1 広域連携の考え方

東日本大震災では、港湾施設と荷役体制の早期復旧が求められたが、建設資材や荷役機械の多く が機能喪失し、職員も被害者となる困難の中での作業となった。

また、広域災害であったために、地域内だけで必要な資機材を確保することは困難な状況であった。

このような中で、国の機関や業界団体から、広く必要な資機材や人材の支援を受け、港湾機能の回復が可能となった。

能代港が単独で輸送能力を確保できない場合には、当該港湾の関係者による対策に加えて、以下のような資機材を、広域調達するための方策について準備しておくことが重要である。

- □航路啓開に必要な作業船団や資機材
- □荷役を行うために必要な荷役機械や車両、事務機器等

#### 10-2 航路啓開

大規模地震や津波等の非常災害が発生した際には、港湾管理者と東北地方整備局は港湾法及び災害対策基本法に基づき、迅速に航路啓開を行う。

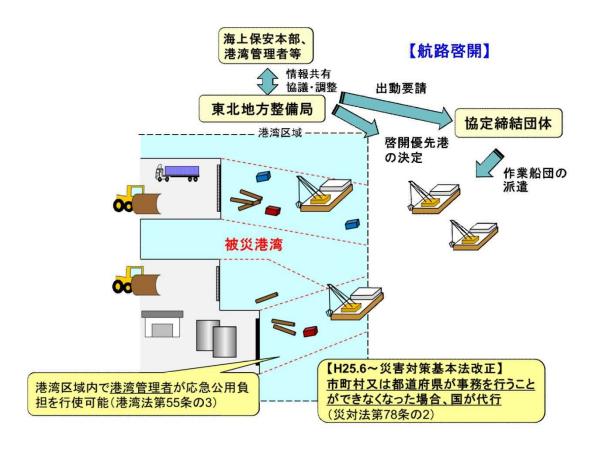


図 10-1 航路啓開の広域調達イメージ

なお、広域調達におけるオペレーションは、港湾管理者からの要請により東北地方整備局が中心となって、災害協定団体に支援を要請し、航路啓開に必要な作業船団や復旧資機材を調達する。 東北地方整備局は、関係機関と調整し、優先啓開港を決定する。

各港では、広域調達した資機材を用いて航路啓開を実施する。

#### 10-3 荷役機械

東日本大震災では、地震や津波により多くの荷役機械が損傷し使用できない状況となった。 大型の荷役機械の修理や新規購入には数ヶ月~1年の時間を要し、復旧するまでの間、代替の機械 を導入して荷役を実施したケースもあった。

加えて、東北から関東の太平洋沿岸一円に至る広域災害であったため、地域内で必要な資機材を全て確保することは困難な状況であった。

このような中で、業界団体や、他港湾の同業者等からの支援が有効であった。

港湾管理者、港湾運送事業者等、荷役機械を所有・管理及び利用する関係者は、業界団体や他港湾の同業者、グループ会社等と連携し、大規模災害時に荷役機械を広域調達するための方策について、 事前に対策を講じておくことが有効である。

#### 10-4 代替輸送

東日本大震災では、太平洋側の港湾が被災し、貨物を受け入れできなくなり、これらの港湾が復旧するまでの間、日本海側等の港湾が代替輸送港湾として貨物を受け入れた。(図10-2参照)代替輸送港湾として機能した港湾では、通常時を上回る貨物の対応、輸送能力の増強、保管場所の確保、施設の利用調整等が必要となった。

能代港 港湾機能継続協議会においては、被災港湾の被災状況や復旧状況、応急復旧方針等の情報を踏まえ、引き続き、能代港を代替港湾として機能させるため、平常時からヤード蔵置能力や港湾輸送業などの輸送能力の確保、減災に向けた事前対策について着実に進め、港湾機能の充実を図るものとする。

なお、各委員のバックアップ体制が整っている場合は、上述にこだわることなく対応を行うこと とする。

(代替輸送港湾:被災港湾において必要な輸送能力を確保できない場合に、被災港湾に代わって貨物を輸送する港湾)



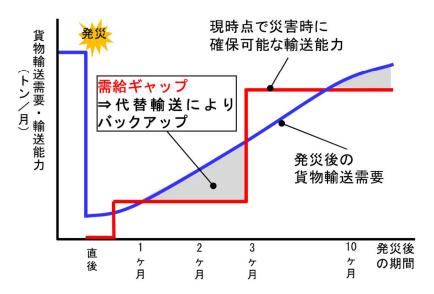


図 10-2 コンテナ貨物の代替輸送のイメージ